

資 料 編

〔防災関係組織・活動体制〕

○防災関係機関の連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
真岡市役所	真岡市荒町5191	0285-83-8396

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町107-1	0285-82-3213
真岡消防署	真岡市荒町107-1	0285-82-3161
真岡消防署真岡西分署	真岡市長田1974-4	0285-83-2424
真岡消防署二宮分署	真岡市久下田1241-1	0285-74-0537

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
栃木県県民生活部危機管理課	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-2695
栃木県県民生活部消防防災課	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-2132
栃木県真岡土木事務所	真岡市荒町116-1	0285-83-8301
栃木県県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-82-3321
栃木県芳賀農業振興事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-4438
栃木県県東環境森林事務所	真岡市荒町116-1	0285-81-9001
栃木県真岡県税事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-2135

4 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
真岡警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110
長田交番	真岡市長田1973-3	0285-82-2879
真岡駅前交番	真岡市台町2474-1	0285-84-3346
飯貝駐在所	真岡市飯貝553-3	0285-82-5283
小林駐在所	真岡市小林555-2	0285-82-3929
下籠谷駐在所	真岡市下籠谷2501-1	0285-83-2806
中駐在所	真岡市中259-16	0285-82-4476
西田井駐在所	真岡市鶴田9-83	0285-84-0614
久下田駐在所	真岡市久下田西3-74-6	0285-74-0009
さくら駐在所	真岡市さくら2-1-3	0285-74-0837
長沼駐在所	真岡市長沼1067-1	0285-74-1506
物井駐在所	真岡市物井1181-36	0285-75-1157

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-6000

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東財務局（宇都宮財務事務所）	宇都宮市桜3-1-10	028-346-6300
関東信越厚生局（栃木事務所）	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎5階	028-341-8486
関東農政局（栃木県拠点）	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
関東森林管理局（日光森林管理署）	日光市土沢1473-1	0288-22-1069
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階	048-600-0433
関東運輸局（栃木運輸支局）	宇都宮市八千代1-14-8	028-658-7011
東京管区气象台（宇都宮地方气象台）	宇都宮市明保野町1-4	028-635-7260
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階・23階	03-6238-1774
栃木労働局（真岡労働基準監督署）	真岡市荒町5203	0285-82-4443
関東地方整備局（下館河川事務所）	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2161
東京航空局（東京空港事務所）	東京都大田区羽田空港3-3-1	03-5757-2074
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階	048-600-0516

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第12旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1-5-45	028-653-1551

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
真岡郵便局	真岡市並木町1-7-2	0285-84-7269
真岡荒町郵便局	真岡市荒町5231	0285-82-1993
真岡大谷台簡易郵便局	真岡市大谷台町24	0285-82-6561
芳賀山前郵便局	真岡市小林555-1	0285-82-1994
真岡西田井郵便局	真岡市西田井3-151	0285-82-1995
飯貝郵便局	真岡市飯貝454-2	0285-82-2701
真岡中村郵便局	真岡市中158-1	0285-82-1906
久下田郵便局	真岡市久下田西4-156	0285-74-0404
長沼郵便局	真岡市長沼1084-4	0285-74-0911
物部郵便局	真岡市物井1263-12	0285-75-0930
日本赤十字社栃木県支部事務局	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155
東日本高速道路株式会社関東支社	東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	03-5828-8181
東日本高速道路株式会社 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	埼玉県さいたま市大宮区錦町434-4	048-642-7401
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市平出工業団地48-2	028-662-4256
東京ガス株式会社宇都宮支社	宇都宮市東宿郷4-2-16	028-634-1911

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本通運株式会社宇都宮支店	宇都宮市大通り4-1-18 大同生命ビル	028-621-0611
東京電力パワーグリッド(栃木総支社)	宇都宮市馬場通り1-1-11	028-305-8038
日本原子力発電株式会社 (東海第二発電所)	茨城県那珂郡東海村白方1-1	029-282-1211
株式会社NTTドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-639-6000
KDDI株式会社 小山テクニカルセンター	小山市大字神鳥谷1828	0285-28-5156

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上2-18-12	03-5962-0102
関東自動車株式会社	宇都宮市駅前通り3-2-5	028-634-8179
真岡市土地改良区	真岡市荒町5198-2	0285-84-1450
真岡土地改良区	真岡市荒町5198-2	0285-82-2504
勝瓜口土地改良区	真岡市中216	0285-82-2909
宇芳真土地改良区	真岡市飯貝559-1	0285-83-7535
二宮土地改良区	真岡市石島893-15	0285-73-1160
二宮中部土地改良区	真岡市石島893-15	0285-73-1160
長沼西部土地改良区	真岡市石島893-15	0285-73-1160
清次郎口用水土地改良区	真岡市石島893-15	0285-73-1160
大井口土地改良区	茨城県筑西市岡芹2257-3	0296-22-3492
穴川土地改良区連合	真岡市荒町5198-2	0285-82-2504
鬼怒川南部土地改良区連合	茨城県筑西市乙225-3	0296-24-5726
(一社)栃木県LPGガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200
株式会社栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2411
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-622-2655
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢2-2-5	028-648-0471
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑5-1-5	028-658-9877
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-625-6141
(一社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町4-7	028-648-0502
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階	028-622-0524
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和1-3-10	028-622-0435
(一社)栃木県建設業協会	宇都宮市築瀬町1958-1	028-639-2611

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
真岡鐵道株式会社	真岡市台町2474-1	0285-84-2911
はが野農業協同組合	真岡市八條95	0285-83-7701
真岡商工会議所	真岡市荒町1203	0285-82-3305
にのみや商工会	真岡市久下田848-5	0285-74-0324
宇都宮ケーブルテレビ株式会社真岡局	真岡市台町2474-1	0285-83-5001
芳賀郡市医師会	真岡市田町1246-1 芳賀郡市医師会館内	0285-82-3185

○真岡市防災会議条例

昭和38年 7 月 5 日

条例第19号

改正 平成11年12月27日条例第19号

平成25年 9 月26日条例第30号

平成26年 5 月16日条例第12号

令和 2 年12月17日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、真岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 真岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指示する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 栃木県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 真岡警察署長の職にある者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が特に必要と認める者

- 6 前項の委員の定数は、30名以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則 (平成11年条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

○真岡市防災会議委員名簿

No.	区 分	職 名
1	会 長	真岡市長
2	1号委員	関東農政局栃木県拠点地方参事官
3	1号委員	真岡労働基準監督署長
4	1号委員	真岡公共職業安定所長
5	1号委員	関東地方整備局下館河川事務所長
6	2号委員	陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊第3中隊長
7	3号委員	真岡県税事務所長
8	3号委員	真岡土木事務所長
9	3号委員	県東健康福祉センター所長
10	3号委員	芳賀農業振興事務所長
11	4号委員	真岡警察署長
12	5号委員	真岡市副市長
13	5号委員	真岡市総務部長
14	5号委員	真岡市総合政策部長
15	5号委員	真岡市市民生活部長
16	5号委員	真岡市健康福祉部長
17	5号委員	真岡市産業部長
18	5号委員	真岡市建設部長
19	5号委員	真岡市くらし安全課長
20	6号委員	真岡市教育委員会教育長
21	7号委員	芳賀地区広域行政事務組合消防本部消防長
22	7号委員	真岡市消防団長
23	8号委員	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社長
24	8号委員	東日本電信電話株式会社栃木支店長
25	8号委員	日本赤十字社芳賀赤十字病院事務部長
26	8号委員	真岡鐵道株式会社専務取締役
27	8号委員	栃木県トラック協会芳賀支部長
28	8号委員	芳賀郡市医師会真岡支部長
29	9号委員	真岡市自治会連合会長

○真岡市災害対策本部条例

昭和38年 7月 5日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項第23条の2第8項の規定に基づき、真岡市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

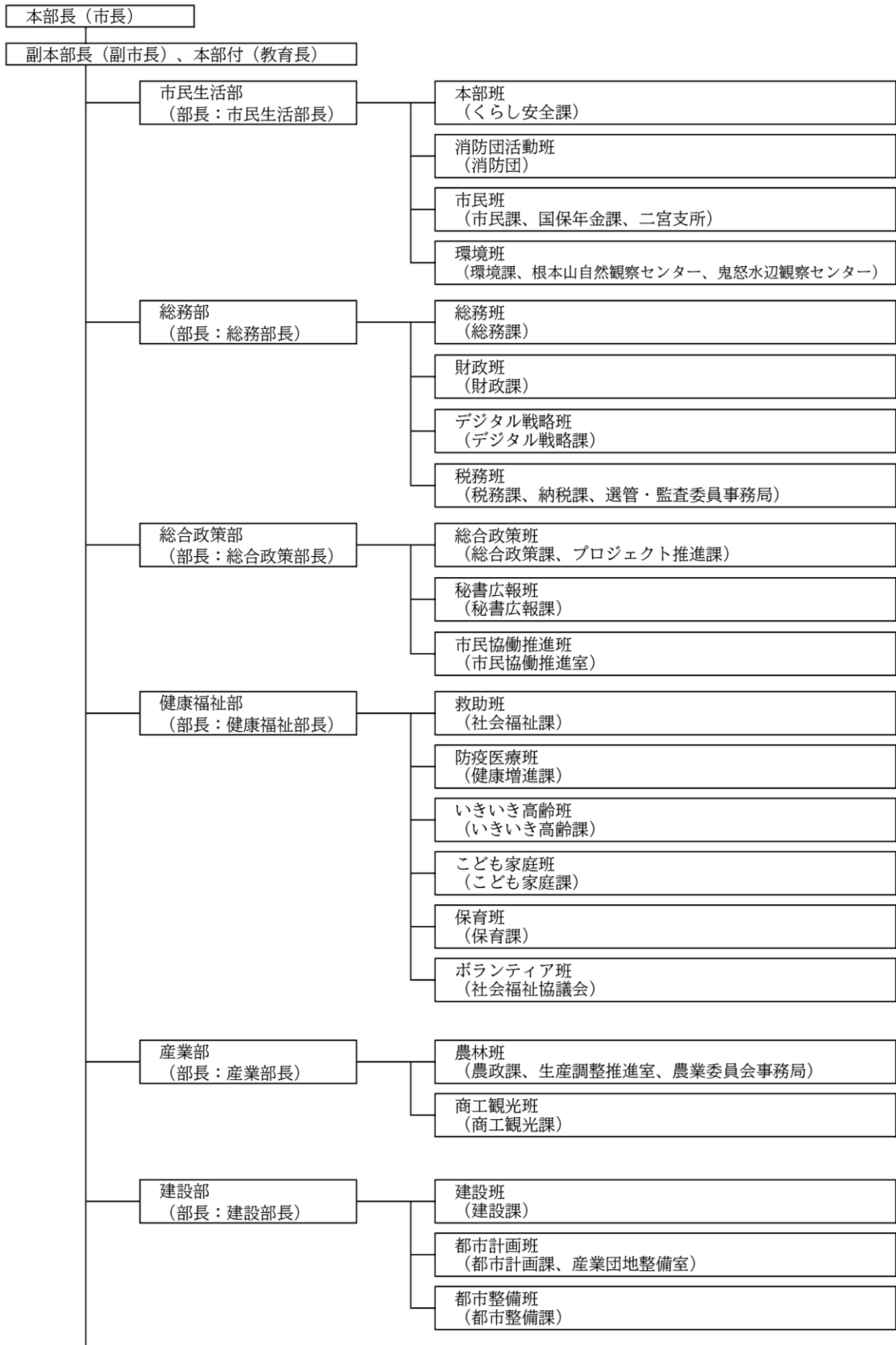
附 則(平成8年条例第19号)

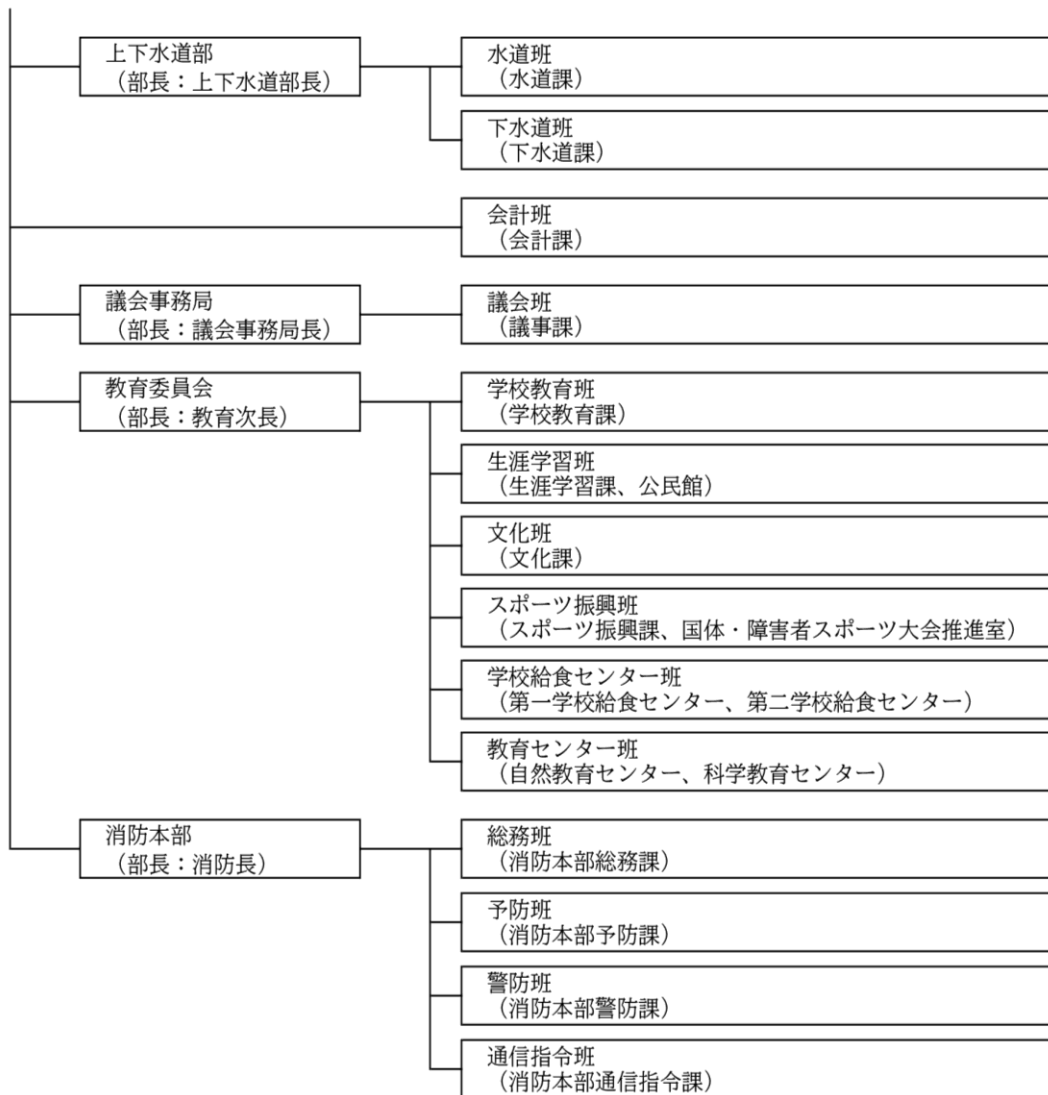
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

○真岡市災害対策本部組織図





○真岡市災害対策本部事務分掌

本部長：市長 副本部長：副市長 本部付：教育長

部名（部長）	班名（班長） [担当課名]	分掌事務
市民生活部 (市民生活部長)	本部班 (くらし安全課長) [くらし安全課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び現地对策本部の設置、解散に関する事 2 災害対策本部長の命令及び伝達に関する事 3 県、他市町村、警察等関係機関との連絡調整に関する事 4 各部の総合調整に関する事 5 救援物資等の総合調整に関する事 6 避難指示等の発令に関する事 7 県及び応援協定自治体への応援要請に関する事 8 県及び指定行政機関等に対する派遣要請の斡旋に関する事 9 自衛隊、医療救護班等の派遣要請に関する事 10 り災証明及び被災証明等の発行に関する事 11 避難情報（市防災行政無線、緊急速報メール等）の発信に関する事 12 災害情報の収集及び報告に関する事 13 備蓄品（食料、飲料水等）の確保に関する事 14 災害時の輸送に関する事 15 交通安全の保持に関する事 16 災害救助法の適用に関する事 17 青色回転灯搭載車による巡回に関する事 18 外国人支援に関する事 19 他班に属さない事
	消防団活動班 (消防団長) [消防団]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒並びに消火（水防）活動全般に関する事 2 避難誘導に関する事 3 その他消防団の任務に関する事
	市民班 (市民課長) [市民課] [国保年金課] [二宮支所]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の住民基本台帳事務に関する事 2 市民の安否情報に関する事 3 市民からの相談・要望等の受付に関する事 4 埋火葬の許可に関する事 5 他班の応援に関する事 6 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	環境班 (環境課長) [環境課] [根本自然観察センター] [鬼怒水辺観察センター]	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃ごみ処理の広報・指導に関する事 2 ごみ・し尿・死亡獣畜の処理に関する事 3 ごみ処理等の苦情処理に関する事 4 水質汚染等の公害に係る調査及び防止対策に関する事 5 一般廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理計画の総合調整に関する事 6 被災地の動物の保護に関する事 7 放射線量に関する事 8 遺体の収容に関する事 9 所管施設の被害調査及び報告に関する事 10 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事 11 関係機関との連絡調整に関する事 12 被災状況の確認及び災害廃棄物仮置場に関する事

部名（部長）	班名（班長） [担当課名]	分掌事務
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長) [総務課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関すること 2 職員の人事に関すること 3 職員の公務災害補償に関すること 4 職員のり災状況の把握に関すること 5 他班の応援に関すること 6 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	財政班 (財政課長) [財政課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算の編成並びに救助及び復旧資金の調達に関すること 2 公用負担等に係る損失補償に関すること 3 災害対策に係る金銭及び物品出納に関すること 4 普通財産の被害調査及び災害対策に関すること 5 庁舎内の電力確保及び電話に関すること 6 市有車両の配車に関すること 7 他班の応援に関すること
	デジタル戦略班 (デジタル戦略課長) [デジタル戦略課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報管理システムの保全及び復旧に関すること。 2 他班の応援に関すること。 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること。
	税務班 (税務課長) [税務課] [納税課] [選管・監査委員事務局]	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の被害認定調査に関すること 2 り災証明及び被災証明等の発行に関すること 3 市税の減免に関すること 4 市税の徴収猶予及び申告等の期限の延長に関すること 5 市税の納税証明に関すること 6 他班の応援に関すること 7 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
総合政策部 (総合政策部長)	総合政策班 (総合政策課長) [総合政策課] [プロジェクト推進課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関との連絡調整に関すること 2 鉄道駅の被害状況調査及び報告に関すること 3 災害関係文書、物品の收受、配布及び発送に関すること 4 所管施設の被害調査及び報告に関すること 5 他班の応援に関すること 6 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	秘書広報班 (秘書広報課長) [秘書広報課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報に関すること 2 報道関係機関に対する情報提供及び連絡調整に関すること 3 災害記録写真の撮影及び災害記録に関すること(記録誌作成) 4 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5 災害見舞視察者に関すること。 6 災害功労者の表彰に関すること。
	市民協働推進班 (市民協働推進室長) [市民協働推進室]	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動推進センターとの連絡調整に関すること 2 自治会(自主防災組織)との連絡調整及び協力要請に関すること

部名（部長）	班名（班長） [担当課名]	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉部長)	救助班 (社会福祉課長) [社会福祉課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助活動に関する事 2 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 3 遺体の身元確認、埋火葬に関する事 4 被災者の援護に関する事 5 児童福祉施設の災害対策に関する事。 6 被災世帯に対する身体障害者福祉法の適用に関する事 7 被災者の生活資金貸与に関する事 8 避難所の開設及び運営に関する事 9 義援金及び救援物資に関する事 10 被災世帯に対する生活保護法の適用に関する事 11 避難行動要支援者の避難に関する事
	防疫医療班 (健康増進課長) [健康増進課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の協力活動に関する事 2 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 緊急薬品の供給確保に関する事 5 感染症の予防及び感染症患者の隔離に関する事 6 傷病者の収容及び応急手当に関する事 7 医療一般に関する事 8 救護所に関する事 9 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事 10 医療機関の被災等情報収集に関する事 11 災害時における防疫に関する事 12 食品の衛生に関する事
	いきいき高齢班 (いきいき高齢課長) [いきいき高齢課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 介護保険施設の被災状況等の情報収集に関する事 3 避難所の運営及び開設の支援に関する事 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事 5 防疫医療班の支援に関する事
	子ども家庭班 (子ども家庭課長) [子ども家庭課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 避難所運営の支援に関する事 3 児童福祉施設の災害対策に関する事 4 被災児童の保護に関する事 5 被災児童のメンタルヘルスケアに関する事 6 被災者に対する児童手当法及び児童扶養手当法の適用に関する事 7 被災地における母子の保護に関する事 8 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付に関する事
	保育班 (保育課長) [保育課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 被災児童の保護に関する事 3 被災児童のメンタルヘルスケアに関する事 4 幼稚園・保育施設等との連絡調整及び支援活動に関する事
	ボランティア班 (社会福祉協議会事務局長) [社会福祉協議会]	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入れ、支援活動に関する事 2 ボランティアセンターの開設及び運営に関する事

部名（部長）	班名（班長） [担当課名]	分掌事務
産業部 (産業部長)	農林班 (農政課長) [農政課] [生産調整推進室] [農業委員会事務局]	1 農林関係の被害調査及び報告に関する事 2 農業関係機関との連絡調整に関する事 3 農業資材の斡旋供給に関する事 4 家畜、家禽の被害状況に関する事 5 飼料等の斡旋供給に関する事 6 被災農家の応急救助に関する事 7 営農資金に関する事 8 市有林の被害調査に関する事 9 農業土木施設の災害対策に関する事 10 農業土木災害の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 11 食料、衣料及び生活必需品等の調達及び避難所等への配給に関する事 12 災害対策用資機材の確保に関する事 13 他班の応援に関する事 14 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	商工観光班 (商工観光課長) [商工観光課]	1 食料、衣料及び生活必需品等の調達並びに避難所等への配給に関する事 2 商工・観光関係の被害調査及び報告に関する事 3 商工観光施設の応急復旧に関する事 4 商工会議所その他商工団体との連絡調整に関する事 5 被害中小企業者の金融対策に関する事 6 災害対策用資機材の確保に関する事 7 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
建設部 (建設部長)	建設班 (建設課長) [建設課]	1 道路、河川、堤防、橋りょう等土木施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 土木関係機関との連絡調整に関する事 3 災害危険箇所の把握に関する事 4 市道の被災台帳作成に関する事 5 道路の通行規制等に関する事 6 道路の交通途絶箇所、迂回路の標識設置並びに周知に関する事 7 輸送道路の選定及び確保に関する事 8 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 9 被災宅地の応急危険度判定に関する事 10 被災建築物の応急危険度判定に関する事 11 市営住宅の災害対策に関する事 12 被災者に対する復旧補強及び融資制度等の住宅相談に関する事 13 避難所、その他応急仮設住宅の建設に関する事
	都市計画班 (都市計画課長) [都市計画課] [産業団地整備室]	1 都市計画事業の災害対策に関する事 2 災害復興都市計画に関する事 3 都市計画に係る被害情報の取りまとめに関する事 4 公園施設等の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 5 他班の応援に関する事 6 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事

部名（部長）	班名（班長） [担当課名]	分掌事務
	都市整備班 (都市整備課長) [都市整備課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理地内の災害対策に関する事 2 土地区画整理地内の土木施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 3 他班の応援に関する事 4 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
上下水道部 (上下水道部長)	水道班 (水道課長) [水道課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 水道施設の応急対策に必要な資材等の調達に関する事 3 取水・配水施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 4 取水・配水施設の応急対策に必要な資材等の調達に関する事 5 放射性物質の濃度測定に関する事 6 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事
	下水道班 (下水道課長) [下水道課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 下水道施設の応急対策に必要な資材等の調達に関する事 3 農業集落排水施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 4 農業集落排水施設の応急対策に必要な資材等の調達に関する事 5 水処理場施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 6 水処理場施設の応急対策に必要な資材等の調達に関する事 7 汚泥の放射性物質の濃度測定に関する事 8 下水道使用料の減免に関する事 9 仮設トイレの設置に関する事
会計 (会計管理者)	会計班 (会計管理者) [会計課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品の調達等に関する事 2 支払等業務に関する事 3 他班の応援に関する事 4 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長) [議事課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関する事 2 他市町村議会の視察調査に関する事 3 他班の応援に関する事 4 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
教育委員会 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長) [学校教育課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 学校との連絡調整に関する事 3 収容施設の供与に関する事 4 被災児童生徒の教育対策に関する事 5 学用品の給与に関する事 6 他班の応援に関する事 7 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	生涯学習班 (生涯学習課長) [生涯学習課] [公民館]	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関する事 2 所管施設における避難所開設時の支援に関する事 3 所管の各種民間団体等との連絡活動に関する事 4 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事

部名（部長）	班名（班長） [担当課名]	分掌事務
教育委員会 (教育次長)	文化班 (文化課長) [文化課]	1 所管施設及び文化財の被害調査、報告並びに復旧対策に関すること 2 他班の応援に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長) [スポーツ振興課] [国体・障害者スポーツ 大会推進室]	1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関すること 2 他班の応援に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	学校給食センター班 (学校給食センター所長) [第一学校給食センター] [第二学校給食センター]	1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関すること 2 炊出しに関すること 3 災害時における学校給食の対策に関すること 4 他班の応援に関すること 5 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	教育センター班 (自然教育センター所長) [自然教育センター] [科学教育センター]	1 所管施設の被害調査、報告並びに復旧対策に関すること 2 他班の応援に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
消防本部 (消防長)	総務班 (消防本部総務課長) [消防本部総務課]	1 関係市町との連絡調整に関すること
	予防班 (消防本部予防課長) [消防本部予防課]	1 災害情報の収集に関すること 2 被害状況の調査及び収集に関すること 3 関係文書の保存及び災害記録の編集に関すること
	警防班 (消防本部警防課長) [消防本部警防課]	1 消防及び水防資機材の調達に関すること 2 消防隊の総括運用に関すること 3 関係機関への出動要請及び当該機関との連絡調整に関する こと 4 警防本部の総括に関すること 5 職員の非常招集に関すること
	通信指令班 (消防本部通信指令課長) [消防本部通信指令課]	1 非常情報の受理及び出動指令に関すること 2 非常招集の伝達等に関すること 3 気象情報の収集、記録に関すること

〔避難・救護〕

○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	地区名	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類				指 定 避難所 と 重 複	想定 収容 人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事		
1	真岡地区	真岡小学校	台町 4184	○	○	○	○	○	179
2	真岡地区	真岡東小学校	東光寺 1-4-1			○	○	○	174
3	真岡地区	真岡西小学校	熊倉 3-33-6	○		○	○	○	231
4	真岡地区	亀山小学校	亀山 1037-3	○		○	○	○	163
5	真岡地区	真岡中学校	並木町 3-120	○	○	○	○	○	241
6	真岡地区	真岡東中学校	田町 1256-18			○	○	○	208
7	真岡地区	真岡西中学校	西高間木 531	○		○	○	○	221
8	真岡地区	真岡高等学校	白布ヶ丘 24-1	○		○	○	○	227
9	真岡地区	真岡女子高等学校	台町 2815	○		○	○	○	294
10	真岡地区	真岡工業高等学校	寺久保 1-2-9	○		○	○	○	279
11	真岡地区	真岡市公民館	荒町 1201			○	○	○	106
12	真岡地区	真岡市民会館	荒町 1201			○	○	○	139
13	真岡地区	真岡市総合体育館	田町 1251-1			○	○	○	385
14	真岡地区	真岡市武道体育館	田町 1330			○	○	○	410
15	真岡地区	真岡市公民館 真岡西分館	西高間木 539-1	○		○	○	○	75
16	山前地区	山前小学校	小林 672-2	○		○	○	○	130
17	山前地区	旧山前南小学校	東大島 713		○	○	○	○	115
18	山前地区	西田井小学校	西田井 1505-2	○	○	○	○	○	111

番号	地区名	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類				指定 避難所 との複	想定 収容 人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事		
19	山前 地区	旧東沼小学校	東沼 657			○	○	○	123
20	山前 地区	山前中学校	小林 784	○	○	○	○	○	137
21	山前 地区	真岡市公民館 山前分館	小林 935-1	○	○	○	○	○	140
22	山前 地区	真岡市総合運動公園	小林 1900	○		○	○		10,000
23	大内 地区	大内中央小学校	飯貝 457-1			○	○	○	133
24	大内 地区	大内東小学校	赤羽 30-1	○		○	○	○	109
25	大内 地区	大内西小学校	下籠谷 2472-1	○	○	○	○	○	109
26	大内 地区	大内中学校	飯貝 1159		○	○	○	○	153
27	大内 地区	真岡北陵高等学校	下籠谷 396	○		○	○	○	270
28	大内 地区	真岡市公民館 大内分館	飯貝 529		○	○	○	○	173
29	大内 地区	真岡市健康増進施設 真岡井頭温泉	下籠谷 21	○		○	○		79
30	中村 地区	中村小学校	中 302	○		○	○	○	133
31	中村 地区	旧中村東小学校	寺内 1191	○		○	○	○	118
32	中村 地区	旧中村南小学校	中 2210	○		○	○	○	138
33	中村 地区	長田小学校	長田 1302-1	○		○	○	○	130
34	中村 地区	中村中学校	中 203	○	○	○	○	○	132
35	中村 地区	真岡市公民館 中村分館	中 247	○	○	○	○	○	123
36	中村 地区	真岡市自然教育センター	柳林 1140-2			○	○	○	158
37	二宮 地区	久下田小学校	久下田 491	○	○	○	○	○	180
38	二宮 地区	久下田中学校	久下田 1304	○		○	○	○	213
39	二宮 地区	二宮コミュニティセンター	石島 893-15	○		○	○	○	399

番号	地区名	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類				指定 避難所 との 重複	想定 収容 人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事		
40	二宮 地区	生涯学習館	さくら 1-15-1	○		○	○	○	131
41	二宮 地区	真岡市久下田駅前 どんとこい広場	久下田 848-5	○		○	○		37
42	二宮 地区	長沼小学校	長沼 716			○	○	○	161
43	二宮 地区	長沼中学校	長沼 706			○	○	○	135
44	二宮 地区	旧長沼地域体育館	砂ヶ原 1280			○	○	○	153
45	二宮 地区	物部小学校	物井 1180		○	○	○	○	164
46	二宮 地区	物部中学校	高田 1838			○	○	○	200
47	二宮 地区	物部会館	物井 4307			○	○		33
48	二宮 地区	物部地域体育館	高田 2645		○	○	○	○	119

○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	住所	対象河川		
			鬼怒川	小貝川	五行川
1	特別養護老人ホームいきいき萌丘東ノ郷	東郷 457 番地 1			○
2	老人保健施設わたのみ荘	荒町三丁目 46 番地 9			○
3	グループホーム五行の杜	大和田 288 番地			○
4	グループホームふれんど真岡	東大島 801 番地 4			○
5	小規模多機能いきいき萌丘	東郷 457 番地 1			○
6	高齢者介護施設たいよう	鷲巣 517 番地	○		
7	家族の家ひまわり真岡通所介護事業所	荒町三丁目 25 番地 6			○
8	J Aはが野すこやか大内	飯貝 558 番地 1			○
9	ニチイケアセンター真岡	東光寺一丁目 16 番地 5			○
10	さわやかデイホーム悠々	荒町二丁目 17 番地 1			○
11	デイサービスひだまり	小林 59 番地 39		○	
12	マストクデイサービス	田町 1556 番地 1			○
13	家族の家ひまわり真岡	荒町三丁目 25 番地 6			○
14	県東ライフサポートセンター・真岡センター	荒町三丁目 9 番地 5			○
15	社会福祉法人飛山の里福祉会そうそう長沼	長沼 1280 番地	○		
16	プランテーション真岡	下大田和 125 番地 1			○
17	なごやか	飯貝 479 番地 4			○
18	こどもサークル真岡東	東郷 290 番地 9			○
19	こばんはうすさくら真岡田町教室	田町 5 番地 1			○
20	物部保育所	物井 748 番地 2			○
21	萌丘東保育園	東郷 390 番地			○
22	認定こども園真岡ふたば幼稚園・いちごの杜保育園	東大島 1081 番地		○	
23	認定こども園にしだ幼稚園	飯貝 178 番地			○
24	真岡さくら幼稚園	田町 1054 番地 1			○
25	真岡東小学校留守家庭児童会	東光寺一丁目 4 番地 1			○
26	にしだわんぱくクラブ	飯貝 178 番地			○
27	真岡ふたば児童クラブ	東大島 1081 番地		○	

No.	施設名	住所	対象河川		
			鬼怒川	小貝川	五行川
28	真岡さくら幼稚園児童クラブ	田町 1054 番地 1			○
29	真岡病院託児所	荒町三丁目 46 番地 9			○
30	古河ヤクルト販売(株) 真岡託児所	荒町 1110 番地 1			○
31	社会福祉法人あかつき寮 (本所)	東郷 808 番地			○
32	真岡東小学校	東光寺一丁目 4 番地 1			○
33	大内中央小学校	飯貝 457 番地 1			○
34	長沼小学校	長沼 716 番地	○		
35	物部小学校	物井 1180 番地			○
36	真岡東中学校	田町 1256 番地 18			○
37	大内中学校	飯貝 1159 番地			○
38	長沼中学校	長沼 706 番地	○		
39	物部中学校	高田 1838 番地		○	○
40	真岡市適応指導教室	田町 1344 番地			○
41	芳賀赤十字病院	中郷 271 番地			○
42	真岡病院	荒町三丁目 45 番地 16			○
43	真岡メディカルクリニック	荒町三丁目 49 番地 6			○

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	所在地	土砂災害警戒区域 箇所番号 (箇所名)
1	柳田産婦人科小児科医院	並木町四丁目5番地3	209- I -002 (並木町 I A)

○医療機関の収容能力一覧

芳賀郡市医師会（収容計画数 72床、うち重症患者 8床）

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
1	芳賀赤十字病院	真岡市 中郷271番地	0285-82-2195	50	4	有
2	福田記念病院	真岡市 並木町三丁目10番地6	0285-84-1171	10	2	無
3	真岡病院	真岡市 荒町三丁目45番地16	0285-84-6311	4	2	無

〔水防〕

○重要水防箇所一覽

管 理 別	河川名	重 要 度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 (m)
		種 別	階 級		地先名	杵杭位置	
国の管理 区間	鬼怒川	水衝洗掘	B	左	勝瓜	67.00k 下100m 67.00k 上150m	50
	鬼怒川	(重点) 危険水位	—	左	粕田	63.75k	—
	鬼怒川	工作物	A	左	粕田	62.25k 下169m	1箇所
	鬼怒川	漏水 水衝洗掘	B B	左	粕田	62.00k 61.75k	250
	鬼怒川	漏水	B	左	粕田～中	61.70k 60.00k	1,750
	鬼怒川	工作物	A	左	上谷貝	57.50k 下105m	1箇所
	鬼怒川	漏水	B	右	若旅	59.00k 下50m 58.75k 下50m	250
	鬼怒川	漏水	B	右	谷貝新田	58.75k 下50m 57.00k	1,700
	鬼怒川	漏水	B	左	上谷貝～砂ヶ原	57.50k 56.25k	1,250
	鬼怒川	法崩れ・すべり 漏水	B B	右	谷貝新田	57.00k 55.75k 上100m	1,150
	鬼怒川	法崩れ・すべり 破堤跡	B 要注意	左	堀込	56.25k 55.50k	—
	鬼怒川	(重点) 危険水位	—	左	本吉田	55.00k	—
	鬼怒川	法崩れ・すべり	B	左	堀込～西大島	55.50k 53.75k	1,750
	鬼怒川	漏水	B	左	鷺巣～西大島	53.75k 52.25k	1,500
	鬼怒川	堤防断面	B	左	西大島	52.00k 上 90m 52.00k 上 60m	30
	鬼怒川	堤防断面	A	左	上江連	51.75k 上120m 51.50k 上100m	30
	鬼怒川	堤防断面	A	左	上江連	51.50k 下 20m 51.50k 下 30m	10
	小貝川	工作物	B	右	根本	78.00k	1箇所
	小貝川	(重点)		右	根本	78.15k	1箇所
	小貝川	工作物	A	右	根本	77.80k	1箇所
	小貝川	工作物	A	左	根本	77.80k	1箇所
	小貝川	工作物	B	右	根本	76.80k 下 30m	1箇所
	小貝川	工作物	B	左	青谷	76.80k 下 30m	1箇所
	小貝川	漏水	B	右	根本	76.60k 上100m 76.60k 下100m	200
	小貝川	漏水	B	右	根本	75.80k 上100m 75.80k 下100m	200
	小貝川	堤防高	B	左	君島、須釜	75.60k 上 50m 75.60k 下 20m	70
小貝川	堤防高 堤防断面	B B	左	根本	75.40k 上 90m 75.40k 下 40m	130	
小貝川	堤防高	B	左	君島	75.20k 上 55m 75.00k 上115m	140	

管 理 別	河川名	重 要 度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)
		種 別	階 級		地先名	杆杭位置	
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	左	君島	75.00k 上 50m 74.40k 下 30m	680
	小貝川	工作物	B	右	小林	75.00k 上 70m	1箇所
国の管理 区間	小貝川	工作物	B	左	君島	75.00k 上 70m	1箇所
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	東大島	75.00k 上 50m 74.40k 下 85m	735
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	東大島	74.20k 上 50m 73.40k	850
	小貝川	工作物	B	左	君島	74.20k 上100m	1箇所
	小貝川	(重点)		左	道祖土	74.20k	1箇所
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	左	君島～道祖土	74.20k 上110m 74.20k 下 75m	185
	小貝川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	右	東大島	73.40k 上 70m 73.40k 下 70m	70
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	右	東大島	73.40k 下 70m 73.20k 上 40m	90
	小貝川	堤防高 新堤防	A A	右	東大島	73.20k 上 40m 73.20k	40
	小貝川	工作物	A	右	東大島	73.20k	1箇所
	小貝川	工作物	A	左	阿部岡	73.20k	1箇所
	小貝川	(重点)		右	東大島	73.20k 上 19m	1箇所
	小貝川	工作物	B	右	東大島	72.80k 下 30m	1箇所
	小貝川	工作物	B	左	阿部岡	72.80k 下 30m	1箇所
	小貝川	堤防高 法崩れ・すべり	B B	右	東大島	73.20k 下90m 72.80k	490
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B B B B	右	東大島	72.80k 下90m 72.60k	110
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水	B B	右	東大島	72.60k 上 40m 72.20k	400
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	高田	72.20k 上190m 71.80k	210
	小貝川	堤防高 堤防断面	A B	右	高田	71.80k 上190m 71.80k 上 60m	130
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	高田	71.80k 上 60m 71.40k 上 30m	430
	小貝川	(重点)		右	高田	71.80k	1箇所
	小貝川	工作物	A	右	高田	71.40k	1箇所
	小貝川	堤防高	B	右	高田	71.20k 上150m 71.20k 上 50m	100
	小貝川	工作物	B	左	高田	71.40k	1箇所
	小貝川	堤防高	B	右	高田	71.20k 上 50m 70.60k	650
	小貝川	堤防断面 堤防高	A B	右	高田	70.60k 下 50m 70.60k	50
小貝川	堤防高 堤防断面	A A	右	高田	70.60k 下 50m 70.60k 下 90m	40	

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)
		種別	階級		地先名	杆杭位置	
	小貝川	堤防高 堤防断面	B A	右	高田	70.60k 下 90m 70.40k 上 40m	70
	小貝川	堤防高 堤防断面	A A	右	高田	70.40k 上 40m 70.40k 下 50m	90
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	高田	70.40k 下 70m 70.20k 上 70m	60
国の管理 区間	小貝川	(重点)		右	高田	70.40k	1箇所
	小貝川	工作物	B	右	反町	70.40k 下 70m	1箇所
	小貝川	工作物	B	左	水戸部	70.40k 下 70m	1箇所
	小貝川	堤防高 漏水	B B	右	反町	70.20k 上 70m 70.20k	70
	小貝川	堤防高	B	右	反町	70.20k 70.00k	200
	小貝川	堤防高 漏水	B B	右	反町	69.80k 上 60m 69.80k	60
	小貝川	漏水	B	右	高田	69.60k 上 60m 69.60k	60
	小貝川	工作物	A	左	根小屋	69.00k	1箇所

○水防倉庫・水防資材一覧

河川名	補助建設番号	水防倉庫名	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材					水防器具																
					かます 空袋 麻袋 土のう 等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・木) パイプ	鉄線	シート むしろ	鎌	ノコギリ	ナタ	スコップ	ツルハシ	クワ	オノ	掛矢	ペンチ	ハンマー	カッター	チェーンソー	一輪車	発電機	照明	救命ボート	救命服
鬼怒川 五行川	市設	荒町 水防 倉庫	真岡 市長	真岡市 荒町107-1 (H16.4)	10,686	270	500	30	300	25	10	3	50	8	6	0	15	8	0	3	0	0	5	10	120	6枚 シノ 梯子 1台
小貝川	市設	高田 水防 倉庫	真岡 市長	真岡市 高田472-1 (H16.8)	1,000	300	0	25	4	0	0	3	15	5	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	足場一式 車留 8個 竹ぼうき 4本 シノ 2丁 ばん線 2巻
鬼怒川 五行川	市設	長沼 水防 倉庫	真岡 市長	真岡市 長沼1086 (H14.11)	80	20	160	50	3	21	8	7	15	10	4	0	3	7	0	2	0	0	3	0	0	オイルプロッター シノ 2丁 3式

(令和3年度 真岡市水防計画)

〔公共施設等〕

○水道事業浄水施設一覧及び給水用資機材保有状況

水道事業浄水施設

(令和3(2021)年4月1日 現在)

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法
事業主体	種別			
真岡市	上水道事業	石法寺浄水場	深井戸、受水	消毒
		荒町配水場	深井戸	消毒
		大谷台配水場	深井戸	消毒
		台町水源地	深井戸	消毒
		大田山水源地	深井戸	消毒
		西田井浄水場	深井戸	消毒
		京泉浄水場	深井戸	消毒
		久下田浄水場	深井戸	消毒
		三谷浄水場	深井戸	消毒

給水用資機材保有状況

(令和3(2021)年4月1日 現在)

水道事業所所在地	電話番号	給水車(容量)	給水タンク	ポリタンク・袋
真岡市荒町5191	0285-82-1111	1台(2,000L)	1,000L×4基	20L×1,000個 6L×3,000袋

○下水道施設一覧

公共下水道関係

(令和3(2021)年4月1日 現在)

処理場名	所在地	供用開始年	処理能力(m ³ /日)	処理方式	放流河川名
真岡市水処理センター	八木岡1309	1983	21,760	標準活性汚泥法	五行川
真岡市二宮水処理センター	久下田2140	1995	1,750	オキシデーションデイツ法	西川

集落排水関係

(令和3(2021)年4月1日 現在)

地区名	所在地	供用開始年月	計画戸数	集落数	計画人口	処理方式	管路延長(m)
飯貝	飯貝521-2	昭和62. 7	52	1	240	JARUS-I	1,146
小林	小林21	平成元. 7	245	4	1,100	JARUS-III	8,806
粕田	粕田1467-2	平成 5. 7	136	2	630	JARUS-III	6,531
小貝川東部	君島620-2	平成 8. 5	147	5	670	JARUS-III	14,236
東大島	東大島867-1	平成13. 4	350	4	1,590	JARUS-XIV	14,192
大沼	粕田640-1	平成10. 4	141	1	610	JARUS-III	5,850
東郷	東郷307-2	平成11. 5	365	5	1,880	JARUS-XIV	13,711
両沼	東沼969-2	平成16. 10	353	5	1,550	JARUS-XIV	20,581
二宮(二宮)	高田2979	平成11. 1	280	5	1,300	JARUS-X I	11,333
二宮(鹿・物井)	鹿424、425	平成11. 10	141	3	830	JARUS-X I	6,533
二宮東部	阿部品520-1	平成21. 4	511	10	2,270	JARUS-XIV	30,027

○都市ガス事業者

事業者名	所在地	電話番号	供給区域	ガスの種類
東京ガス株式会社 宇都宮支社	宇都宮市東宿郷4-2-16	028-634-1911	宇都宮市 上三川町 真岡市 芳賀町 高根沢町	13A

〔災害危険箇所〕

○山地災害危険地区一覧

番号	危険地区 区分	危険地区 番号	地区名	位置		保全対象		
				大字	字	人家 戸数	公共 施設	道路
1	山腹崩壊	209-001	山根	西田井	山根	31	0	市道
2	山腹崩壊	209-002	道祖土	道祖土	ハサマ	6	0	市道
3	山腹崩壊	209-003	根本山	根本	アタゴヤマ	15	0	県道
4	山腹崩壊	209-004	南高岡	南高岡	竹ノ内	33	0	県道
5	山腹崩壊	341-001	三谷(1)	三谷	クラカケ	78	0	市道
6	山腹崩壊	341-002	三谷(2)	三谷	ヨリカクサワ	12	0	
7	山腹崩壊	341-003	水戸部	水戸部	水戸部	2	0	市道

番号	危険地区 区分	危険地区 番号	地区名	位置		保全対象		
				大字	字	人家 戸数	公共 施設	道路
1	崩壊土砂流出	209-001	根本山(1)	根本	根本山	3	0	市道
2	崩壊土砂流出	209-002	根本山(2)	根本	根本山	5	0	市道

※危険地区の定義

山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

○土砂災害警戒区域等（急傾斜地）指定箇所一覧

番号	箇所番号	箇所名	形体	所在地	指定状況		
					指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	209-I-001	大田山ⅠA	人工	西郷	H18.6.16	●	●
2	209-I-002	並木町ⅠA	人工	並木町四丁目	H18.6.16	●	
3	209-I-003	田町ⅠA	人工	台町	H18.6.16	●	●
4	209-I-004	並木町ⅠB	人工	並木町一丁目	H18.6.16	●	
5	209-I-005	大字西郷Ⅰ	自然	西郷	H25.2.1	●	●
6	209-I-007	台町ⅠA	自然	台町	H18.6.16	●	●
7	209-I-008	台町ⅠB	自然	台町	H18.6.16	●	
8	209-I-010	山根ⅠA	自然	西田井	H18.6.16	●	●
9	209-I-011	能仁寺ⅠA	自然	根本	H18.6.16	●	●
10	209-I-012	間木堀ⅠA	自然	中	H18.6.16	●	●
11	209-I-013	大沼ⅠA	自然	下大沼	H18.6.16	●	
12	209-I-014	山ノ下ⅠA	自然	上大田和	H25.3.29	●	●
13	209-I-015	大谷ⅠA	自然	堀内	H18.6.16	●	●
14	209-I-016	上根ⅡA	自然	根本	H18.6.16	●	●
15	209-I-017	田町ⅠB	人工	田町	H18.6.16	●	●
16	209-II-001	仏生寺ⅡA	自然	南高岡	H18.6.16	●	●
17	209-II-003	吹上ⅠA	自然	堀内	H18.6.16	●	●
18	341-I-001	南原ⅠA	自然	大和田	H18.6.16	●	●
19	341-I-002	久下田西ⅠA	自然	久下田西	H18.6.16	●	●
20	341-I-003	久下田ⅠA	自然	久下田	H18.6.16	●	
21	341-I-004	南原ⅠB	自然	大和田	H18.6.16	●	●
22	341-I-005	市之塚ⅡA	自然	三谷	H18.6.16	●	●
23	341-II-001	南原ⅡA	自然	大和田	H18.6.16	●	●
24	341-II-002	内田ⅡB	自然	三谷	H18.6.16	●	●
25	341-II-003	内田ⅡC	自然	三谷	H18.6.16	●	●
26	341-II-004	内田ⅡD	自然	三谷	H18.6.16	●	●
27	341-II-005	五軒屋ⅡA	自然	三谷	H18.6.16	●	●
28	341-II-006	内田ⅤA	人工	三谷	H18.6.16	●	●
29	341-II-007	内田ⅠA	自然	三谷	H18.6.16	●	●
30	341-III-001	影井ⅢA	自然	三谷	H25.2.1	●	●
31	341-III-002	二軒屋ⅡA	自然	三谷	H25.2.1	●	●

○急傾斜地崩壊危険区域指定状況

	指定箇所数	面積 (ha)	山林			その他	
			国有林 (ha)	公民有林 (ha)	道路等 (m)	国有地 (ha)	公民有地 (ha)
真岡市	9	7.78	-	4.28	0.94	0.09	2.47

○土砂災害警戒区域等（土石流）指定箇所一覽

番号	箇所番号	溪流名	字	指定状況		
				指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	I 41001	瑞光寺沢	山根	H18. 6. 16	●	●
2	I 41002	東浦一号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	
3	I 41003	東浦二号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	
4	I 41004	仏生寺沢	大手	H18. 6. 16	●	●
5	II 41001	山根沢	西田井	H18. 6. 16	●	●
6	II 41002	山根三号沢	西田井	H18. 6. 16	●	
7	II 41003	上根沢	根本	H18. 6. 16	●	
8	II 41004	青谷沢	青谷	H18. 6. 16	●	●
9	II 41005	須釜一号沢	須釜	H18. 6. 16	●	
10	II 41006	須釜二号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	
11	II 41007	上南高岡沢	南高岡	H18. 6. 16	●	
12	II 41008	南高岡三号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
13	II 41009	大手下二号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
14	II 41010	大手下一号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	
15	II 41012	大手一号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
16	II 41013	大手三号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
17	II 41014	大手四号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
18	II 41015	大手五号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
19	II 41016	大手六号沢	南高岡	H18. 6. 16	●	●
20	II 41017	道祖土沢	道祖土	H18. 6. 16	●	●
21	J 41001	須釜三号沢	須釜	H25. 2. 1	●	
22	J 41002	大手七号沢	南高岡	H25. 2. 1	●	●
23	I 42001	入沢	三谷	H18. 6. 16	●	
24	I 42002	榎ヶ入沢	三谷	H18. 6. 16	●	
25	I 42003	大学入沢	五軒屋	H18. 6. 16	●	●
26	II 42001	阿部岡一号沢	阿部岡	H18. 6. 16	●	
27	II 42002	阿部岡二号沢	阿部岡	H18. 6. 16	●	●
28	II 42003	阿部岡三号沢	阿部岡	H18. 6. 16	●	
29	II 42004	阿部岡四号沢	阿部岡	H18. 6. 16	●	●
30	II 42005	影井台一号沢	三谷	H18. 6. 16	●	●
31	II 42006	影井台二号沢	三谷	H18. 6. 16	●	●
32	II 42007	五軒屋二号沢	三谷	H18. 6. 16	●	
33	II 42008	五軒屋三号沢	三谷	H18. 6. 16	●	
34	II 42009	三軒屋沢	三谷	H18. 6. 16	●	
35	II 42010	水戸部沢	水戸部	H18. 6. 16	●	●

〔輸 送〕

○飛行場外・緊急離着陸場一覧

(令和2(2020)年10月1日現在)

場外番号	名称	区分	所在地	連絡先
真岡-1	真岡市総合運動公園	場外	真岡市小林1900	0285-84-2811
真岡-2	真岡北運動場	緊急	真岡市飯貝1377	0285-84-2811
真岡-3	市民公園	緊急	真岡市田町1325	0285-84-2811
真岡-4	五行川河川緑地	緊急	真岡市田町1247	0285-83-8724
真岡-5	鬼怒自然公園緑の広場	場外	真岡市上大沼533地先	0285-83-8724
真岡-6	井頭公園 野球場	緊急	真岡市下籠谷99	0285-83-3121
真岡-7	井頭公園 サッカー場	緊急	真岡市下籠谷99	0285-83-3121
真岡-8	大内中央小学校	緊急	真岡市飯貝457-1	0285-82-2530
真岡-9	大内東小学校	緊急	真岡市東沼657	0285-82-5139
真岡-10	大内中学校	緊急	真岡市飯貝1159	0285-82-2541
真岡-12	西田井小学校	緊急	真岡市西田井1505-2	0285-82-2528
真岡-13	旧東沼小学校	緊急	真岡市東沼657	0285-82-8103
真岡-14	山前小学校	緊急	真岡市小林672-2	0285-82-2527
真岡-15	山前中学校	緊急	真岡市小林784	0285-82-2540
真岡-16	旧山前南小学校	緊急	真岡市東大島713	0285-82-8103
真岡-17	真岡北陵高等学校	緊急	真岡市下籠谷396	0285-82-3415
真岡-19	真岡女子高等学校	緊急	真岡市台町2815	0285-82-2525
真岡-20	真岡工業高等学校	緊急	真岡市寺久保1-2-9	0285-82-3303
真岡-21	真岡中学校	緊急	真岡市並木町3-120	0285-82-5135
真岡-22	真岡東小学校	緊急	真岡市東光寺1-4-1	0285-84-3690
真岡-23	真岡東中学校	緊急	真岡市田町1256-18	0285-82-2535
真岡-24	真岡小学校	緊急	真岡市台町4184	0285-82-4126
真岡-25	勝瓜公園	緊急	真岡市鬼怒ヶ丘	0285-84-2811
真岡-26	熊倉公園	緊急	真岡市熊倉1-24	0285-83-8724
真岡-27	二宮東部運動場	場外	真岡市水戸部232-1	0285-74-3177
真岡-28	二宮運動場 野球場	緊急	真岡市堀込1000	0285-74-3177
真岡-29	久下田中学校	緊急	真岡市久下田1304	0285-74-0068
真岡-30	物部中学校	緊急	真岡市高田1838	0285-75-0008

場外番号	名称	区分	所在地	連絡先
真岡-31	物部小学校	緊急	真岡市物井1183	0285-75-0004
真岡-32	長沼小学校	緊急	真岡市長沼716	0285-74-0194
真岡-33	長沼中学校	緊急	真岡市長沼706	0285-74-0192
真岡-34	久下田小学校	緊急	真岡市久下田491	0285-74-0042
真岡-35	旧長沼北小学校	緊急	真岡市砂ヶ原1280	0285-83-8103
真岡-36	真岡市歴史資料保存館 (旧高田分校)	緊急	真岡市高田2645	0285-83-7731
真岡-37	二宮運動場 多目的運動場	緊急	真岡市掘込1000	0285-74-3177
真岡-38	鬼怒川河川敷緑地公園	緊急	真岡市掘込663-2～ 砂ヶ原265地先	0285-84-8724
真岡-39	亀山小学校	緊急	真岡市亀山1037-3	0285-84-6250
真岡-40	真岡西小学校	緊急	真岡市熊倉3-33-6	0285-84-1311
真岡-41	大内西小学校	緊急	真岡市下籠谷2472-1	0285-82-5134
真岡-42	長田小学校	緊急	真岡市長田1302-1	0285-82-1750
真岡-43	中村小学校	緊急	真岡市中302	0285-82-2533
真岡-44	中村中学校	緊急	真岡市中203	0285-82-2542
真岡-45	旧中村南小学校	緊急	真岡市中2210	0285-83-8103
真岡-46	旧中村東小学校	緊急	真岡市寺内1191	0285-83-8103
真岡-47	さくら公園	緊急	真岡市寺内678-1 第4工業団地内	0285-83-8724
真岡-48	三ツ谷公園 野球場	緊急	真岡市松山町22	0285-74-3177
真岡-49	真岡西中学校	緊急	真岡市西高間木531	0285-84-6223
真岡-50	松山公園	緊急	真岡市松山町13	0285-74-3177
真岡-51	下籠谷市民駐車場	緊急	真岡市松山町22	0285-84-2811
真岡-52	芳賀赤十字病院 屋上ヘリポート	場外	真岡市中郷271	0285-84-5099
真岡-53	真岡消防署 二宮分署	緊急	真岡市久下田1241-1	0285-82-3161

○緊急輸送道路指定路線一覧

第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
高速自動車国道		北関東自動車道	足利市鹿島町[群馬県境] ～ 真岡市水戸部[茨城県境]
国道 (国管理)	294	国道294号	真岡市寺内寺内南交差点[国道408号分岐] ～ 真岡市久下田[茨城県境]
		国道408号	真岡市寺内寺内南交差点[国道408号分岐] ～ 真岡市久下田[茨城県境]
	408	国道408号 バイパス	真岡市長田長田交差点[真岡上三川線交差] ～ 真岡市長田真岡 I C 南交差点[真岡上三川線交差]
			真岡市長田真岡 I C 南交差点[真岡上三川線交差] ～ 宇都宮市氷室町工業団地交差点[国道123号交差]

第二次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国道 (県管理)	294	国道294号	益子町塙塙交差点[国道121号交差] ～ 真岡市荒町御前交差点[西小塙真岡線交差]
主要地方道	47	真岡上三川線	上三川町上三川上三川交差点[新4号バイパス交差] ～ 真岡市長田長田交差点[国道408号交差]
			真岡市長田真岡 I C 南交差点[国道408号交差] ～ 真岡市荒町荒町寿町交差点[宇都宮真岡線交差]
一般県道	257	西小塙真岡線	真岡市荒町荒町寿町交差点[宇都宮真岡線交差] ～ 益子町長堤[道の駅ましこ前]
	276	井頭公園線	真岡市上鷲谷[栃木県井頭公園] ～ 真岡市下籠谷[国道121号交差]
	310	下野二宮線	下野市笹原笹原交差点[国道4号分岐] ～ 真岡市久下田西4久下田西4交差点[国道294号交差]

第三次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国道 (県管理)	121	国道294号	真岡市下籠谷下籠谷交差点[国道408号分岐] ～ 益子町塙塙交差点[国道294号分岐]
	294	真岡上三川線	真岡市荒町御前交差点[西小塙真岡線交差] ～ 真岡市寺内寺内南交差点[国道408号交差]
主要地方道	44	栃木二宮線	下野市川中子川中子交差点[国道4号交差] ～ 真岡市久下田西7久下田西7交差点[国道294号交差]
	45	つくば真岡線	真岡市水戸部[茨城県境] ～ 真岡市田町 [国道294号交差]
	46	宇都宮真岡線	真岡市下籠谷井頭公園西交差点[国道121号分岐] ～ 真岡市荒町荒町寿町交差点[真岡上三川線交差]
	61	真岡那須烏山 線	真岡市東郷東郷北交差点[国道294号分岐] ～ 那須烏山市福岡福岡交差点[宇都宮那須烏山線交差]

○災害時における緊急通行車両等の確認事務取扱要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)としての使用について、知事が災害対策基本法施行令第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき行う確認事務について、必要な事項を定める。

なお、公安委員会が行う確認事務は、「災害時等における緊急通行車両の確認事務取扱要領」により行うものとする。

第2 確認事務の実施者

知事が行う緊急通行車両等の確認事務は、次の者が処理するものとする。

- 1 県民生活部消防防災課長
- 2 各県税事務所長及び烏山健康福祉センター所長

第3 緊急通行車両等の対象とする車両

緊急通行車両等の対象とする車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とする。

- 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用されている車両又は他の関係機関・団体等から調達した車両

第4 車両の確認申出の受理

- 1 緊急通行車両等事前届出済証(以下「事前届出済証」という。)の交付を受けている車両の確認申出の受理
 - (1) 公安委員会から事前届出済証の交付を受けている車両についての確認申出の受理は、事前届出済証の提出をもって行うものとする。
 - (2) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認は、他の車両に優先して行い、迅速に処理するものとする。
- 2 その他の車両の確認申出の受理
 - (1) 事前届出済証の交付を受けている車両以外の車両についての確認申出の受理は、車両ごとに緊急通行車両等確認申出書(別記様式第1)をもって行うものとする。
 - (2) 申出書の受理及び確認にあたっては、内容を適正に審査し、かつ迅速に処理するものとする。

第5 確認証明書及び標章の交付等

- 1 緊急通行車両等の確認をしたときは、災害ごとに整理番号を付して、緊急通行車両等確認証明書(別記様式第2)及び標章(別記様式第3)を交付するものとする。
- 2 緊急通行車両等として確認できないものについて却下したときは、確認申出書の備考欄にその理由を記載し、その処理顛末を明らかにしておくものとする。

第6 確認申出受理簿の整備

緊急通行車両等確認申出受理簿(別記様式第4)を備え、確認申出の処理経過を明確にしておくものとする。

第7 報告・調整

- 1 各県税事務所長及び烏山健康福祉センター所長は、確認証明書及び標章を交付したときは、緊急通行車両等確認状況(別表)を消防防災課に日報により報告するものとする。
- 2 消防防災課、警察本部交通規制課及び各道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じ調整を図るものとする。

附 則

この要領は平成12年11月29日から実施する。

この要領の実施に伴い、「災害時における緊急輸送車両の確認事務取扱要領」は廃止する。

この要領は平成19年4月1日から実施する。

〔防災拠点〕

○防災拠点施設一覧

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
市災害対策本部	市庁舎(くらし安全課)	0285-83-8396	真岡市荒町5191
県災害対策本部	県本庁舎(危機管理課)	028-623-2136	宇都宮市塙田1-1-20
県災害対策本部 ＜現地災害対策本部＞	芳賀庁舎(真岡県税事務所)	0285-82-2135	真岡市荒町116-1
広域災害対策活動拠点	井頭公園(管理事務所)	0285-83-3121	真岡市下籠谷99
地域災害対策活動拠点	真岡高等学校	0285-82-3413	真岡市白布ヶ丘24-1
	真岡女子高等学校	0285-82-2525	真岡市台町2815
	真岡北陵高等学校	0285-82-3415	真岡市下籠谷396
	真岡工業高等学校	0285-82-3303	真岡市寺久保1-2-9
広域物資拠点(候補地) ＜一次集積拠点＞	井頭公園(管理事務所)	0285-83-3121	真岡市下籠谷99
地域物資拠点 ＜二次集積拠点＞	真岡市総合運動公園	0285-84-2811	真岡市小林1900
	真岡市総合体育館	0285-84-2811	真岡市田町1251-1
	真岡市公民館真岡西分館	0285-84-6781	真岡市西高間木539-1
	真岡市公民館山前分館	0285-82-2802	真岡市小林935-1
	真岡市公民館大内分館	0285-82-2704	真岡市飯貝529
	真岡市公民館中村分館	0285-82-2902	真岡市中247
	二宮コミュニティセンター	0285-74-0107	真岡市石島893-15
	真岡市生涯学習館	0285-74-2788	真岡市さくら1-15-1
医療活動拠点 ＜災害拠点病院＞	芳賀赤十字病院	0285-82-2195	真岡市中郷271

〔各種協定〕

○災害協定等一覧

(令和6(2024)年2月6日 現在)

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
1	筑西広域市町村圏事務組合、芳賀地区広域行政事務組合、真岡市、二宮町、益子町、茂木町、下館市、岩瀬町、協和町 消防相互応援協定書	消防の相互応援	筑西広域市町村圏事務組合、芳賀地区広域行政事務組合、真岡市、二宮町、益子町、茂木町、下館市、岩瀬町、協和町	昭和48年11月1日
2	消防相互応援協定書	消防の相互応援	宇都宮市、芳賀地区広域行政事務組合、芳賀町	昭和55年3月31日
3	特殊災害消防相互応援協定書	消防の相互応援	常設消防機関を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等	昭和56年5月20日
4	災害時における相互応援に関する協定	災害時における市町村相互応援	埼玉県桶川市	平成9年7月1日
5	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書	災害廃棄物等の処理に関する相互応援	栃木県並びに県内の市町村及び一部事務組合	平成20年3月21日
6	真岡市の防災行政無線を活用した広報に関する協定書	災害時における防災行政無線を活用した広報	東京電力株式会社宇都宮支社	平成20年7月22日
7	災害時における応急措置等の協力に関する協定	災害時における水道施設の応急措置	真岡市管工事業協同組合	平成20年8月29日
8	災害時における相互応援に関する協定	災害時における市町村相互応援	新潟県阿賀野市	平成20年10月14日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
9	危険箇所の情報提供に関する協定書	道路・標識の損傷、土砂崩れ等に関する情報提供	東京電力株式会社宇都宮支社	平成21年9月28日
10	災害時における土地および施設等の提供に関する協定	電力復旧作業に係る土地等の提供	東京電力株式会社宇都宮支社	平成23年4月1日
11	災害時の情報交換に関する協定	災害時における各種情報の交換等	国土交通省関東地方整備局	平成23年9月16日
12	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	災害時における食糧、生活必需品等の輸送	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	平成23年10月1日
13	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	災害時における備蓄品の共同利用	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町	平成23年10月1日
14	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	災害時における食糧及び生活必需品の供給等	株式会社東武宇都宮百貨店、株式会社福田屋百貨店	平成23年10月1日
15	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	災害時における食糧及び生活必需品の供給等	とちぎコープ生活協同組合	平成23年10月1日
16	災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書	災害時における物資・燃料等の供給協力	栃木県石油商業組合芳賀支部（真岡）	平成23年10月1日
17	栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書	栃木県防災行政ネットワーク通信施設の設置及び管理運営	栃木県	平成23年10月1日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
18	災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書	災害時における物資・燃料等の供給協力	社団法人栃木県エルピーガス協会真岡支部	平成23年10月20日
19	災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書	災害時における物資・燃料等の供給協力	真岡液化ガス協同組合	平成23年10月20日
20	災害時における学校施設の使用に関する協定書	災害時における学校施設の使用	栃木県立真岡高等学校	令和2年4月1日
21	災害時における学校施設の使用に関する協定書	災害時における学校施設の使用	栃木県立真岡女子高等学校	令和2年4月1日
22	災害時における学校施設の使用に関する協定書	災害時における学校施設の使用	栃木県立真岡工業高等学校	令和2年4月1日
23	災害時における学校施設の使用に関する協定書	災害時における学校施設の使用	栃木県立真岡北陵高等学校	令和2年4月1日
24	災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書	災害時等における電気設備の復旧等	栃木県電気工事業工業組合	平成24年2月1日
25	災害時等における応急対策の実施に関する協定書	災害時における公共施設等の応急工事やその他災害の応急処置	協同組合真岡市建設業協会	平成24年4月2日
26	災害時等における応急対策の実施に関する協定書	災害時における公園樹木及び街路樹等の応急措置	真岡造園協会	平成24年4月2日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
27	災害等救急時における医薬品に関する協定書	災害等緊急時における医療救護に必要な医薬品及び衛生材料の常備並びに払い出し	日本赤十字社栃木県支部	平成25年4月1日
28	大規模災害時等における真岡警察署代替施設としての真岡市施設一時利用に関する協定	災害時における代替施設の提供	真岡警察署	平成26年5月30日
29	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	災害時の放送要請	株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送	平成26年9月2日
30	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	災害時におけるの相互応援	北海道豊頃町、福島県相馬市・南相馬市・大熊町・浪江町・飯館村、茨城県筑西市・桜川市、栃木県日光市・那須烏山市・茂木町、神奈川県小田原市・秦野市、静岡県掛川市・御殿場市、三重県大台町	平成26年11月28日
31	災害時における相互応援に関する協定	災害時における市町村相互応援	福島県川俣町	平成27年4月13日
32	災害時における物資供給に関する協定	災害時における物資の供給	NPO法人コメリ災害対策センター	平成28年3月18日
33	災害時における支援協力に関する協定書	災害時における生活物資の供給等	イオンタウン株式会社、イオンビック株式会社	平成28年9月9日
34	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	真岡市内における広告付避難場所等電柱看板の掲出	東電タウンプランニング株式会社	平成28年9月12日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
35	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	真岡市内における広告付避難場所等電柱看板の掲出	三信電工株式会社	平成28年9月12日
36	災害時における畳の提供に関する協定書	災害時における畳の提供	「5日で5,000枚の約束」プロジェクト実行委員会	平成28年9月21日
37	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	災害時における物資等の輸送業務	栃木県トラック協会芳賀支部	平成28年10月3日
38	災害時における相互応援に関する協定	災害時における市町村相互応援	青森県十和田市	平成28年11月11日
39	原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定	原子力災害時における避難の受入れ	茨城県笠間市、小山市、下野市、上三川町、壬生町	平成29年3月22日
40	災害発生時における真岡市と真岡市内郵便局の協力に関する協定	災害時における郵便取扱い	真岡市内郵便局代表 真岡郵便局	平成29年4月1日
41	災害時における施設の使用に関する協定	災害時における施設の利用	はが野農業協同組合	平成29年9月19日
42	災害時における相互応援に関する協定	災害時における市町村相互応援	茨城県笠間市	平成29年11月15日
43	芳賀郡市広域防災の相互協力に関する協定	災害発生直後の瓦礫の撤去や道路の復旧、ライフラインの確保に必要なとなる大型重機での活動支援	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、真岡警察署、茂木警察署、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、栃木県建設業協会芳賀支部	平成30年1月16日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
44	芳賀地区広域圏内の消防団相互応援協定	災害時の消防団による応援	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	平成30年1月16日
45	災害時における無人航空機による協力に関する協定	無人航空機（ドローン）による現地調査の実施	株式会社篠原設計、株式会社真和技研	平成30年3月20日
46	災害時等の物資供給、施設の使用に関する協定	もやし並びにカット野菜の提供、生活用水の提供、施設の無償使用	ナリタファーム株式会社	平成30年9月25日
47	災害時等の物資供給、施設の使用に関する協定	備蓄食材及び生活用水の提供、一時避難所としての施設の提供	株式会社真岡製作所	平成30年12月25日
48	災害時における一般用医薬品の供給に関する協定	風邪薬の提供、栄養ドリンクの提供	ジェーピーエス製薬株式会社栃木工場	令和元年8月7日
49	災害に係る情報発信等に関する協定	市ホームページのキャッシュサイト作成、防災情報・緊急情報等のヤフーサービスへの掲載	ヤフー株式会社	令和2年4月8日
50	災害時における物資供給に関する協定	水防資機材の供給	有限会社柴山金物店	令和2年6月1日
51	災害時における物資供給に関する協定	作業物資、電気ストーブ、投光器、大型扇風機、仮設トイレ等の供給	協同組合真岡市建設業協会	令和2年7月3日
52	災害時における物資供給に関する協定	作業物資、電気ストーブ、投光器、大型扇風機、仮設トイレ等の供給	株式会社 宇建	令和2年7月3日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
53	災害時における避難者受入れに関する協定	避難者の受入れ	旅館藤屋	令和2年7月6日
54	災害時における避難者受入れに関する協定	避難者の受入れ	ホテルエンドレス	令和2年7月6日
55	災害時における避難者受入れに関する協定	避難者の受入れ	株式会社松屋旅館	令和2年7月6日
56	災害時における避難者受入れに関する協定	避難者の受入れ	ビジネスホテルホワイトハウス	令和2年7月10日
57	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	地図製品等の供給	株式会社ゼンリン	令和2年8月6日
58	災害時における対策業務の応援協力に関する協定	建築物等の調査等	一般社団法人栃木県建築士会	令和2年8月12日
59	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	災害時の状況連携、災害時の相互協力	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	令和2年8月17日
60	災害時等における応急対策の実施に関する協定	指定避難所等の公共施設の応急補修、資機材の調達及び輸送	全建総連栃木県建設労働組合芳賀支部	令和2年9月23日
61	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	一時避難施設としての使用、移動式宿泊施設等の貸与等	株式会社デベロップ	令和2年9月24日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
62	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	要配慮者等に対する客室の提供	ルートインジャパン株式会社	令和3年3月1日
63	災害時における物資供給に関する協定	作業物資、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品等の供給	真岡市観光協会	令和3年4月1日
64	災害時における物資供給に関する協定	作業物資、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品等の供給	西尾レントオール株式会社	令和3年4月20日
65	災害時における避難者受入れに関する協定	避難者の受入れ	カナイパークホテル	令和3年5月13日
66	災害時における物資供給に関する協定	作業物資、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品等の供給	真岡商工会議所	令和3年7月1日
67	災害時における市町相互応援に関する協定	災害時におけるの相互応援	栃木県、県内市町	令和4年2月22日
68	真岡市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティア活動	社会福祉法人真岡市社会福祉協議会	令和4年4月1日
69	災害時等での施設利用の協力に関する協定	災害時における車中泊のための駐車場・トイレの提供	株式会社ダイナム	令和4年4月13日
70	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	重機、作業物資、発電機、電気用品等の供給	日立建機株式会社	令和4年11月29日

No.	協定の名称	協定の内容	相手方	締結年月日
71	災害時の歯科医療救護に関する協定	災害時の歯科医療救護活動の協力	一般社団法人芳賀歯科医師会	令和4年12月22日
72	災害時における物資の供給に関する協定	災害時における井戸水と電力の提供	タカノフーズ株式会社 鬼怒川第二工場	令和5年1月26日
73	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	災害時における物資等の輸送業務	南東北福山通運株式会社	令和5年12月20日
74	災害時における無人航空機による協力に関する協定書	無人航空機（ドローン）による現地調査の実施	株式会社栃木DRONE STATION	令和6年1月18日
75	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等	栃木県葬祭事業協同組合	令和6年2月6日

[その他]

○栃木県災害救助法施行細則

昭和35年5月2日

栃木県規則第35号

災害救助法施行細則を次のように定める。

災害救助法施行細則

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 公用令書（別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで）

2 公用変更令書（別記様式第2号）

3 公用取消令書（別記様式第3号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第4号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（別記様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に登録しなければならない。

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 公用令書（別記様式第7号）

2 公用取消令書（別記様式第8号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第9号）に所要事項を登録

しなければならない。

- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出にあたり添付する書類は、次のものとする。

- 1 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 2 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

第10条 法第10条第3項の規定において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

- 2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出にあたり、添付する書類は次のものとする。
 - 1 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - 2 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出にあたり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則（平成28年規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

救助の程度方法及び期間

一 収容施設の供与

(一) 避難所

- 1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ロ 消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - ヘ 仮設便所等の設置費
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日あたり 330円
- 4 避難所を設置する際において、冬期（10月～3月）であるときは、別に定める額を加算する。
- 5 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(二) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型応急住宅

- イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- ロ 建設型応急住宅の戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。
- ハ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
- ニ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備

を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。

ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

2 賃貸型応急住宅

イ 賃貸型応急住宅の一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて1の口の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

ハ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊出しその他による食品の給与

1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して現物をもって行うものとする。

2 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費等

ニ 雑費

3 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日あたり1,060円以内とする。

4 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(二) 飲料水の供給

1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 飲料水の供給を実施する期間は、炊出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 期	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬 期	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 期	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬 期	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(四) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

四 医療及び助産の給付

(一) 医療の給付

1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 診療

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療及び施術

ニ 施設病院又は診療所への収容

ホ 看護

3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合は、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(二) 助産の給付

1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 分べんの介助

ロ 分べん前及び分べん後の処置

ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

(一) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

(二) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

六 被災した住宅の応急修理

(一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(二) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

(三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ ロの世帯以外の世帯にあつては、一世帯当たり、595,000円

ロ 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあつては、一世帯当たり、300,000円

(四) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

七 生業資金の貸与

(一) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

(二) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

(三) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ 生業費 1 件当たり 30,000円以内

ロ 就職支度費 1 件当たり 15,000円以内

(四) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(五) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

1 貸与期間 2年以内

2 利子 無利子

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又は毀損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

1 教科書

2 文房具

3 通学用品

(三) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。

1 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時借置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人あたり、4,500円

ロ 中学校生徒にあつては、1人あたり、4,800円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人あたり、5,200円

(四) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することができる。

九 死体の搜索及び処理

(一) 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない

事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

(二) 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ロ 死体の一時保存
 - ハ 検案
- 3 検案は、原則として救護班が行うものとする。
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,500円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
 - ハ 検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
- 5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。

十 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
- (二) 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - 1 棺
 - 2 埋葬又は火葬
 - 3 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出する費用は、1体あたり大人215,200円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）172,000円以内とする。
- (四) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 1 被災者の避難
 - 2 医療及び助産
 - 3 被災者の救出
 - 4 飲料水の供給
 - 5 死体の搜索
 - 6 死体の処理

7 救助用物資の整理配分

(二) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(一) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(二) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯あたり134,300円以内とする。

(四) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第2（第8条関係）

(一) 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1時間あたり)	費 用 弁 償 額
医 師 歯 科 医 師	22,800円	4,560円	職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬 剤 師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 歯科衛生士	15,900円	3,180円	
保 健 師 助 産 師 看 護 師 准 看 護 師	15,700円	3,140円	
救 急 救 命 士	14,300円	2,860円	
土 木 技 術 者 建 築 技 術 者	15,500円	3,100円	
大 工	26,300円	5,260円	
左 官	27,000円	5,400円	
と び 職	24,200円	4,840円	

(二) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

○栃木県火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、原則として当該火災等が発生した地域の属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがった場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた消防本部が報告を行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、原則として当該災害が発生した地域の属する市町村が、災害に関する即報を県へ報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、県は、市町村又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村又は消防本部は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村又は消防本部は第1報後の報告についても、引続き消防庁に対しても報告するものとする。

(5) 市町村又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町村又は消防本部からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町村又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告につい

ては、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災即報・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる市町村並びに消防本部（応援団体含む。）は、原則として次に基準に該当する火災・災害等が発生したときには、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町村の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・

災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 県は、被害状況等の把握にあたって、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村並びに消防本部にあつては、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。
- (5) 市町村又は消防本部が県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告を行うものとする。
- (6) (1)から(5)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。
- (7) 消防庁に報告を行うにあたっては、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあつての連絡先は、別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災即報

(1) 一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 建物火災

(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ウ) 大使館・領事館及び国指定重要文化財

(エ) 特定違反對象物の火災

(オ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

(カ) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

- (キ) 損害額1億円以上と推定される火災
- (ク) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- (エ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ 交通機関の火災

- (ア) 航空機火災
- (イ) 船舶火災であって社会的影響度が高い船舶火災
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

エ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

オ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

カ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

キ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

ク 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（例示）・施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事例が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（例示）・台風、豪雨、豪雪

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 雪崩、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のウに同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のオに同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの

- (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故等に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のイに同じ。

3 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

4 武力攻撃災害

第2の3に同じ。

5 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(オ)又は(カ)に該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 市町村並びに消防本部の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

<特定の事故即報>

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例) ・市町村、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示等の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)
不審物(爆発物)の有無
立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4様式-その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4様式—その2 （被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。
 この要領は、平成12年12月 1日から施行する。
 この要領は、平成15年 6月27日から施行する。
 この要領は、平成15年10月15日から施行する。
 この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。
 この要領は、平成16年11月 1日から施行する。
 この要領は、平成18年 3月20日から施行する。
 この要領は、平成19年 3月31日から施行する。
 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
 この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。
 この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。
 この要領は、平成21年 3月23日から施行する。
 この要領は、平成22年 3月29日から施行する。
 この要領は、平成24年 3月30日から施行する。
 この要領は、平成24年 5月31日から施行する。
 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。
 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
 この要領は、令和 元年 6月14日から施行する。

別表1 連絡先

県	終 日	県民生活部 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	500-2136
				F A X	500-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急 対策室	N T T回線	電話	028-623-2136
				F A X	028-623-2146
			地域衛星 ネットワーク	電話	03-5253-7527
				F A X	03-5253-7537
	勤務時間外	宿直室	N T T回線	電話	発信特番-048-500-90-49013
				F A X	発信特番-048-500-90-49033
			N T T回線	電話	03-5253-7777
				F A X	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49102
				F A X	発信特番-048-500-90-49036

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
(月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所					栃木県防災 情報マップ	6 - , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	その他	人		
	消防本部 (署)	台	人	
	消防団	台	人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	自衛隊	人	
	その他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	
	計 人	重症	人（ 人）	
		中等症	人（ 人）	
		軽症	人（ 人）	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況										

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2) [被害状況即報]

終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146				送付先：栃木県民生活部消防防災課 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】				備考				
市町名 (消防本部名)	報告者名	災害名 報告番号	報告日 (月日時現在)	区		分		被		害			
				田	畑	流出・埋没	冠	ha	ha		ha	ha	分
報告者名	報告番号	報告日	時現在)	区		分		被		害			
				田	畑	流出・埋没	冠	ha	ha		ha	ha	分
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	災害発生場所		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	災害発生年月日		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	災害の種類概況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	応急対策の状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・119番通報件数		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・避難の勧告・指示の状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・避難所の設置状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・自衛隊の派遣要請、出動状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	・災害ボランティアの活動状況		
死者	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	その他		

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」によるが、特に次のことに注意すること。

- ※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
- ※2 119番通報の件数は、10県単位で、例えば10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。
- ※3 被災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上。

○即報基準一覧表

連絡先

防災行政課 500-2136 500-2146 (FAX)	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) 03-5253-7537 (FAX) 03-5253-7537 (FAX)
危機管理課 028-623-2136 028-623-2146 (FAX)	03-5253-7177 03-5253-7553 (FAX) 03-5253-7553 (FAX) 03-5253-7553 (FAX)
消防防災課 NIT 回線	03-5253-7177 03-5253-7553 (FAX) 03-5253-7553 (FAX) 03-5253-7553 (FAX)

即報

※第1編については報告した旨電話連絡等(※1)から要求した場合は除く

即報

直接即報基準(画内の項目)にあてはまる火災・災害等を感知した時は、画内に対してだけでなく、消防庁に対して直接第1報報告。(要請があった時は以降も引き続き報告)

第1号様式使用

1. 火災発生 (おそれ含む)

① 一般基準
 死者3人以上発生
 死者及び負傷者の合計10人以上発生
 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準
A 建物火災
 例: 劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
 特定防火対象物で死者発生
 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者が避難
 大使館・領事館及び国指定重要文化財
 特定違反対象物(床面積1500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの)
 建物焼損延べ面積3,000㎡以上(推定)
 他の建築物への延焼が10棟以上(見込み含む)
 損害額1億円以上(推定)
 公の施設(官公署、学校、興業住宅等)
B 林野火災
 焼損面積10ha以上(推定)
 空中消火要請(栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請)又は要請
 住家等へ延焼するおそれがあるもの
 送電線・配電線が近距離
C 交通機関の火災
 航空機
 トンネル内の車両
D その他
 特殊な態様の火災(例:消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災)
 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準
 ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
 例: 焼損面積が大きい船舶
 社会的影響度が高い船舶
 列車

第2号様式使用

2. 特定の事故発生 (おそれ含む)

① 一般基準
 死者3人以上発生
 死者及び負傷者の合計10人以上発生
 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準
A 危険物等(危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
 死者5名以上発生
 負傷者5名以上発生
 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500m程度の以上の区域に影響有
 500kV以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
 湖沼、河川への流出
 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
 湖沼・河川への流出し、防除・回収等が必要
 市街地又は高速道路路上等におけるカマローリの事故

③ 社会的影響基準
 ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
 例: 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の濃縮中に事故発生
 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射線同位元素又は放射線漏洩
 その他特定の事故
 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高
 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

第3号様式使用

3. 救急・救助事故発生 (おそれ含む)

死者5人以上の救急事故
 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故
 救急者5人以上の救助事故
 要救者から救助完了までの所要時間5時間以上の救助事故

② 個別基準
 防災ヘリコプター、消防車に係る重大事故
 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いと判断した時点の報告を含む)
 例: 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 バスの転落による救急・救助事故
 ハイジャックによる救急・救助事故
 不特定又は多数者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 全国的に流通している食品の採取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事故が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

③ 社会的影響基準
 ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
 例: 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故
 列車、航空機、船舶の衝突、転落等による救急・救助事故
 バスの転落による救急・救助事故
 ハイジャックによる救急・救助事故
 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質その他の人的又は物的被害

第4号様式使用

4. 災害発生 (おそれ含む)

① 一般基準
 災害救助法の適用基準に合致
 市町村が災害対策本部設置
 2市町以上または1以上の市町における被害は軽微であっても、県域で発生した場合に大被害発生(例: 台風、豪雨・豪雪)
 大雨、火山噴火等に係る特別警報発表
 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準
A 地震
 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 人的被害又は住家被害を生じたもの
 当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わず)
B 風水害
 崖崩れ、地すべり、土石流等による人的・住家被害
 河川の洪水、堤防の決壊等による人的・住家被害
 台風、豪雨による人的・住家被害
 台風、竜巻などの突風等による人的・住家被害
 死者又は行方不明者の発生
C 雪害
 積雪、雪崩等による人的・住家被害
 積雪、道路の凍結、雪崩等による孤立集落発生
D 火山災害
 噴火警報(火口周辺)発表
 火山の噴火による人的・住家被害
 死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準
 ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害=死者、負傷者、行方不明 住家被害=全壊、半壊、一部損壊(ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く)、床上浸水、床下浸水等

○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

< 警報・注意報発表基準一覧 >

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	21
		土砂災害	土壌雨量指数基準	138
	洪水		流域雨量指数基準	赤堀川流域=6.2
			複合基準*1	五行川流域= (10, 15.8)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [三谷], 鬼怒川 [石井 (右)], 小貝川上流部 [鉄道橋下], 五行川 [妹内橋]
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水		流域雨量指数基準	赤堀川流域=4.9
			複合基準*1	小貝川流域= (5, 19.6), 五行川流域= (5, 12.4)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [三谷], 鬼怒川 [石井 (右)], 小貝川上流部 [鉄道橋下], 五行川 [妹内橋]
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上		
	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下*2		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm以上	

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

* 2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山 (アメダス) の値。

＜特別警報基準一覧＞

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

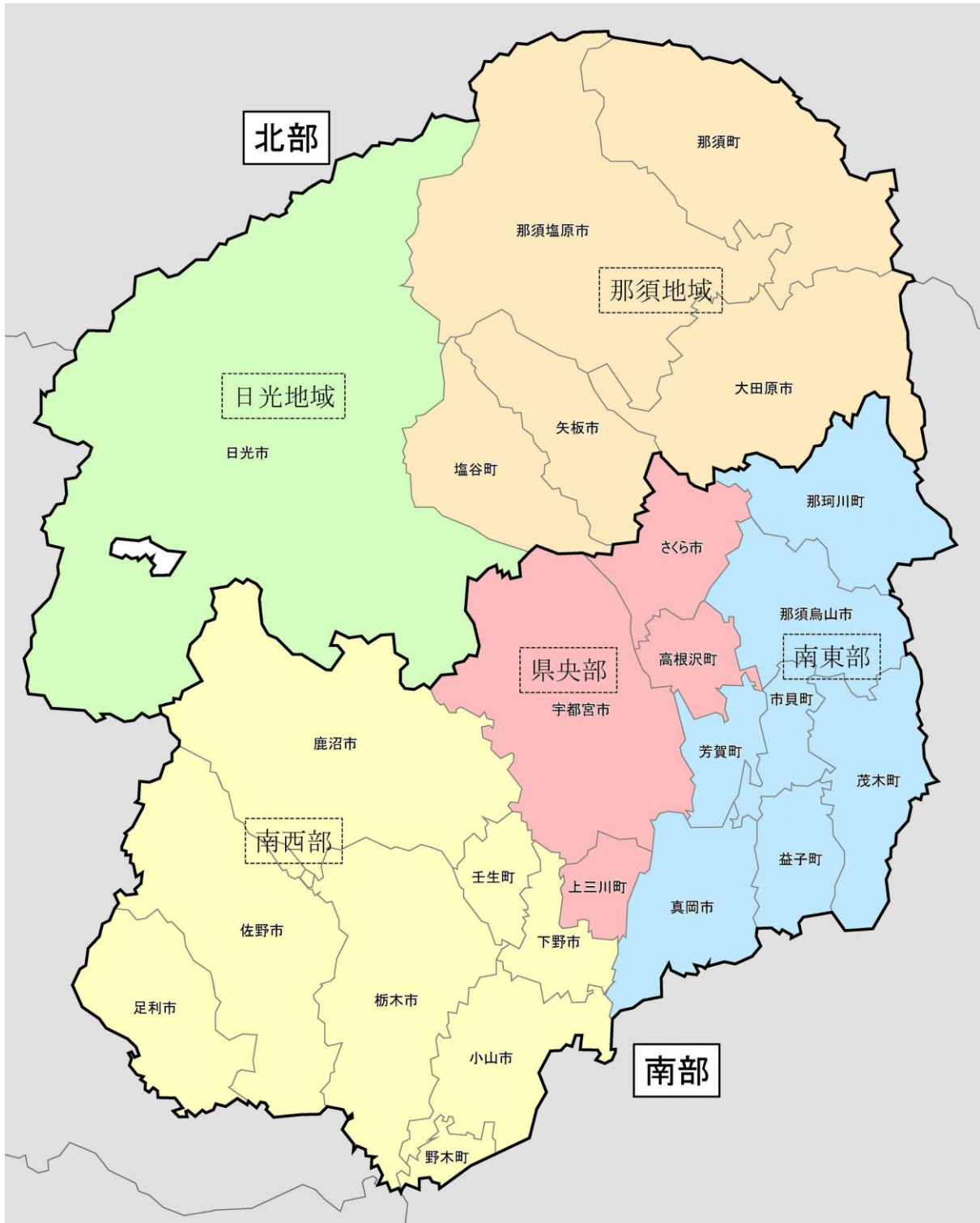
(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

＜竜巻注意情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報＞

竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
土砂災害警戒情報	栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。
記録的短時間大雨情報	短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的な基準は、1時間の雨量が110mm以上になると予想される場合。

＜地域気象観測所＞

観測所番号	観測所名	観測種目						所在地	緯度 。、	経度 。、	海面 上の 高さ (m)	風向 風速 計の 高さ (m)
		降 水 量	気 温	風	日 照 時 間	積 雪	そ の 他					
41331	真岡	○	○	○	○			真岡市下籠谷	36 28.7	139 59.2	91	10.0



○気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

<p>(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。</p> <p>(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。</p> <p>(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。</p> <p>(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。</p> <p>(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。</p>
--

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自転車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが損傷、落下することがある。
6強	立っていることが出来ず、這わないと動くことが出来ない。揺れに翻弄され、動くことも出来ず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

○竜巻災害について

平成24年5月6日に西田井地区を中心に発生した竜巻は、多くの建物や農業施設、学校施設などに甚大な被害をもたらした。この被害の特徴として、短時間で狭い範囲に集中していた一方で、個々の被害箇所の破損の程度が激しかったことが挙げられる。

竜巻による災害は台風や大雨、落雷等に比べて発生頻度が低いことから、これらの災害に比べてこれまで警戒感が薄かった面があったことは否定できない。

このたびの災害から竜巻災害の特性を考慮した固有の対策が必要不可欠であることを踏まえ、以下に竜巻災害の特性及びその対策について記載する。

1 平成24年5月6日竜巻被害の概況

平成24年5月6日は日本上空において強い寒気が流れ込む一方で、12時には日本海に低気圧があり、東日本から東北地方の太平洋沖を中心に、この低気圧に向かって温かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、発達した積乱雲が発生した。

これにより12時40分頃に発生したと推定される竜巻等の突風によって、真岡市東部から益子町、茂木町を経て茨城県常陸大宮市までの長さ約32km、幅約650mの範囲で住家や農業施設の損壊などの被害が発生した。なお平成24年7月10日現在における概要は次表のとおりである。

〈災害対策本部設置 – 真岡市・益子町・茂木町、災害救助法適用 – 3市町〉

人的被害（人）	死 者		重 傷 者		軽 傷 者	
		—		1		10
住家被害（棟）	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
	13	40	416	—	—	
被害総額	約285,700千円					

2 竜巻の特性

(1) 「竜巻」という現象

竜巻とは、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する上下方向の回転軸をもつ激しい渦巻きで、しばしば漏斗状又は柱状の雲を伴う。竜巻の中心では周囲より気圧が低いため、地表面での近くでは、空気は渦の中心に向かうように狭い範囲に吹き込み、回転しながら急速に上昇し、積乱雲等とともに移動する。なお、一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生することが多く、特に台風が多い9月に発生することが多い。



気象庁「竜巻から身を守る」から

(2) 竜巻災害の特性

本市で発生した竜巻災害や、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ることにより、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

○ 竜巻災害固有の特性

- ・ 発生のタイミングが突発的である。
- ・ 被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
- ・ 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
- ・ 竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が周知されていない。

● 他の災害と共通する特性

- ・ 被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

3 竜巻発生に関する予測・観測体制

※ この項の記載は、気象庁「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」から引用した。

(1) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁（県内に関する情報については宇都宮地方气象台）が発表している。

ア 栃木県の気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に発表され、特に「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

イ 雷注意報

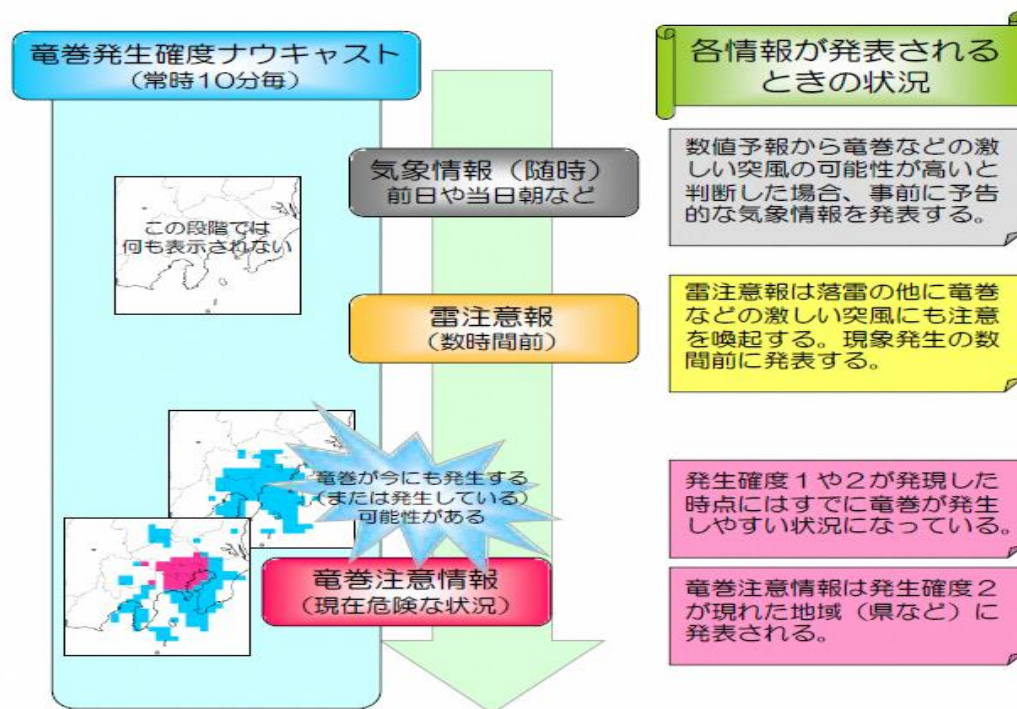
積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

ウ 竜巻注意情報

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

エ 竜巻発生確度ナウキャスト

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、10km四方の格子単位の分布図で発表される。



(2) 竜巻注意情報等の概要

ア 供用開始の背景

以前から竜巻などの突風による災害は発生していたが、平成17年12月に山形県内の羽越線で発生した突風による列車脱線事故、平成18年9月に宮崎県延岡市で、同年11月に北海道佐呂間町でそれぞれ発生した竜巻では、多数の死者が発生する大きな災害となった。

これらの災害を契機として、気象庁では、国内7箇所における気象ドップラーレーダーの整備や竜巻などの激しい突風の観測・予測技術の開発を進め、平成20年3月から竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表を開始した。

※ 気象ドップラーレーダー＝ パラボラアンテナからビーム状の電波を発射し、雨や雪などの降水粒子が有する電波を反射する性質を利用して、降水粒子にあたって返ってきた反射波を信号処理することで降水強度や風の3次元的な位置及び挙動を知ることができる装置。

イ 竜巻注意情報について

栃木県の竜巻注意情報は、気象ドップラーレーダーによる観測等から竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になり竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたときに宇都宮地方気象台が栃木県全域を対象として発表する。有効期限は発表から1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、さらに1時間を有効期限として竜巻注意情報を継続して発表する。この情報は、気象庁の防災情報提供システムで栃木県及び同システムを導入している地方公共団体に伝達されるとともに、全国瞬時警報システム「J-ALERT」によって消防庁を経由して県内全自治体に伝達される。また、気象庁ホームページにも掲載される。

以下に竜巻注意情報の文例を示す。

ウ 竜巻注意情報の精度

竜巻などの激しい突風は、台風等と比べると非常に規模が小さく希にしか発生しない現象であるため、前述した最新の技術を用いても予測が難しく、通常の天気予報などと比べると竜巻注意情報の精度は低い。

平成22年3月までの統計では、これまでの適中率（竜巻注意情報を発表した回数のうち、実際に竜巻などの激しい突風が発生した比率）はおおむね5～10%程度、捕捉率（実際に発生した竜巻などの激しい突風の回数に対して、竜巻注意情報を発表できた回数の比率）はおおむね20～30%程度である。

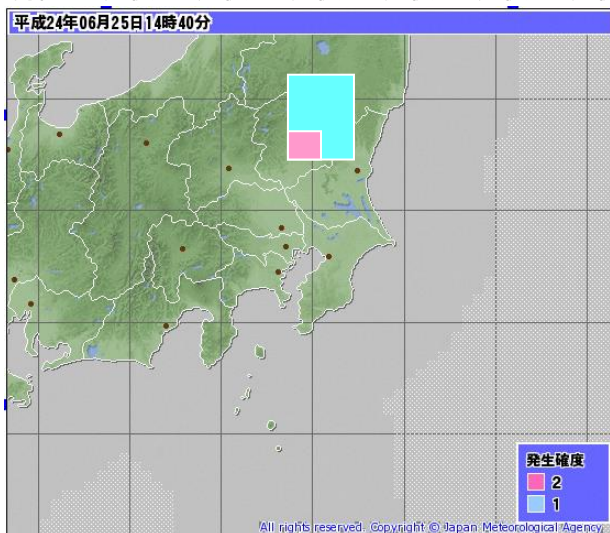
エ 竜巻発生確度ナウキャストについて

竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーの観測等に基づき、10km四方の格子単位で竜巻などの激しい突風の発生する可能性を解析し、発表時点とその1時間先までの移動予測を10分刻みで行うものである。また、時々刻々変化する状況に追従できるよう平常時も含めて10分ごとに最新の情報に更新される。

この情報で示す分布図は、竜巻などの突風は降水や雷とは異なり、レーダーなどの観測機器で実態を捉えることができないため、「発生確度」と称する気象ドップラーレーダー観測等のデータから推定した「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を表示したものである。

なお、竜巻発生確度ナウキャストの分布図の見方は次のとおりであるが、発生確度が表示されていない地域でも、実際に積乱雲が発生している場合には竜巻などの激しい突風が発生する又はしている可能性があることに留意する必要がある。

現在<10分後<20分後<30分後<40分後<50分後<60分後



気象庁ホームページから

発生確度2の地域

- ▶ 県内に発生したときに竜巻注意情報が発表される
- ▶ 予測の適中率は5～10%程度と発生確度1に比べて高いが、捕捉率は20～30%程度と低い。

発生確度1の地域

- ▶ 予測の適中率は1～5%程度と低いが、発生確度2と合わせると捕捉率が60～70%程度と高くなり、見逃しを減らすことができる。

オ 竜巻発生確度ナウキャストの精度

竜巻発生確度ナウキャストは、次項に述べるように、竜巻注意情報を捕捉する情報としての役割をもっており、これらの精度は同様の傾向が見られる。

竜巻発生確度ナウキャストの開発段階における平成20年4月から21年3月の1年間の全国を対象とした検証結果によると、発生確度2の適中率が6.1%、捕捉率が26%であり、発生確度1の適中率が2.7%、捕捉率が62%であった。

カ 竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの関係及び役割

竜巻発生確度ナウキャストの開始後、予測も含めて発生確度2の地域が県内に現れたときに、竜巻注意情報が発表される。言い換えると、イで述べた「竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になり竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたとき」とは、竜巻発生確度ナウキャストに発生確度2の地域が県内に発生したときをいう。

なお、両者の役割はそれぞれ次のとおりである。

竜巻注意情報	県内で竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったことを知らせる情報
竜巻発生確度 ナウキャスト	竜巻などの激しい突風が発生する可能性の詳細な地域分布や、1時間先までの予測を示す情報（竜巻注意情報を補足する情報）

よって、竜巻注意情報が発表された後は、竜巻発生確度ナウキャストを利用して、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある地域の詳細および今後の変化を把握するといった利用が想定されている。

4 竜巻に関する気象情報の利用方法等

(1) 基本的な利用方法

気象庁では、竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利用方法及び突風対策について次のとおり紹介している。

ア 栃木県の気象に関する情報の発表

- ・ 半日から1日後には積乱雲が発生しやすい気象状況になり、竜巻などの激しい突風が発生する可能性もあることを認識する。
- ・ 竜巻などの激しい突風の発生が予想される期間の行事計画の点検や、もしものときに備えた危機回避行動策の検討等を行う。
- ・ 今後の竜巻などの激しい突風の発生につながる気象情報（雷注意報等）に注意する。

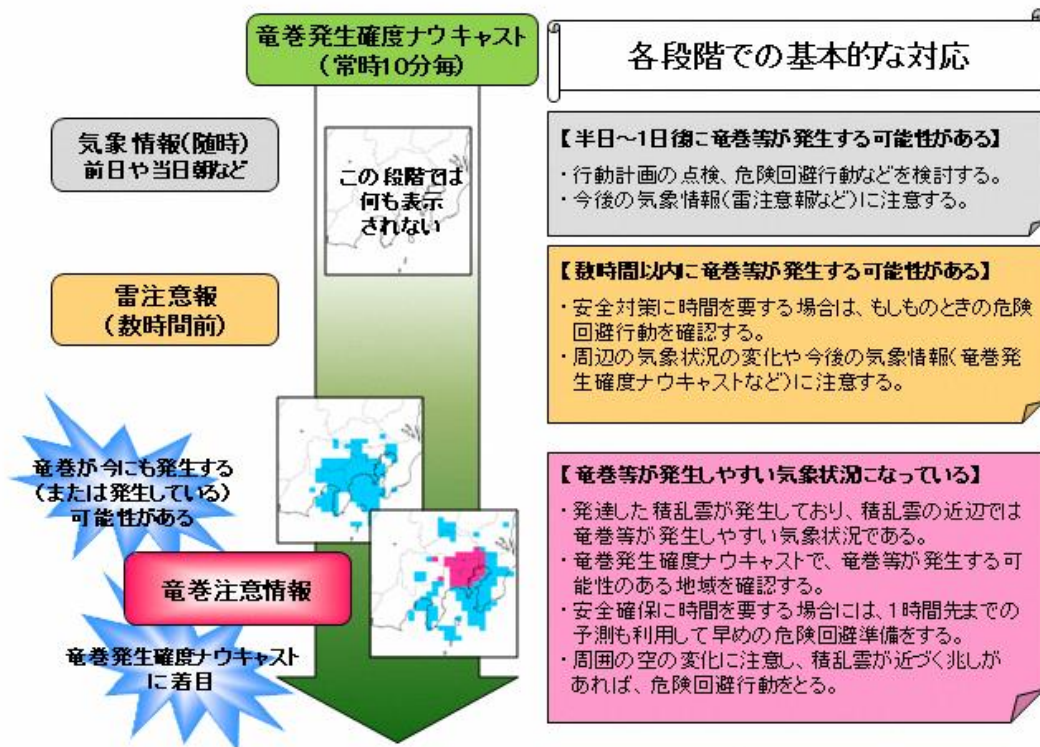
イ 雷注意報の発表

- ・ 発達した積乱雲により、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある時間帯が近づいていることを認識する。
- ・ 安全確保に時間を要する行事などについては、もしものときに備えた危機回避行動策の確認等を行う。
- ・ 周辺の気象状況の変化や今後の気象情報（竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等）に注意する。

ウ 竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの発表

- ・ 県内に発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっていることを認識する。
- ・ 竜巻発生確度ナウキャストを活用して、発生確度が1や2になっている地域の詳細を把握する。
- ・ 安全確保に時間を要するような場合には、1時間後までの予測も利用して、早めに危機回避準備を心がける。
- ・ 周辺の気象状況の変化に注意し、積乱雲が近づく兆候がある場合には竜巻等の突風が発生する可能性があるため、直ちに身を守るための行動をとる。

竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表



(2) 利用時の留意点

気象庁では、「竜巻注意情報の発表及び竜巻発生確度ナウキャストの開始後の気象状況は、通常に比べると竜巻などの激しい突風ははるかに発生しやすい状況ではあることは間違いないが、それでも竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率は低く、空振りが多いことを認識して利用する必要がある、なるべく負担の小さな対策から実施することが適当である。」としており、現実的な対策として「空の様子に注意する」、すなわち「観天望気」を行った上で危険回避行動（身を守るための行動）実行の可否を判断することを説いている。

また、観天望気の結果、発達した積乱雲が近づいている兆候を認知した場合は危険回避行動を実施し、実際に竜巻などの激しい突風が発生していることを認知した場合は速やかに避難することが必要であるとしている。

- 発達した積乱雲が近づいている兆候の例
 - 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - 激しい雨やひょうが降る
 - 雷が鳴る、雷光が見える
 - ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ◎ 実際に突風が発生しているときに見られる現象の例
 - 漏斗（ろうと）状の雲が見られる
 - 突風により舞い上がる飛散物が見られる
 - ゴーというジェット機のような轟音（ごうおん）がする。
 - 気圧の変化で耳に異常を感じる。

○個人の防災心得

第1 台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測される時の準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難勧告・指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。

2 台風等が近づいてきたときの準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂くずれ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。

ア 食糧と飲料水3日分

イ 人と人を結べるロープ等

ウ 下着類

エ 杖となる1.5mほどの棒

オ 重要品、貴重品、印鑑等

(4) 屋根の点検

ア カワラ屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側の瓦などがめくれ易いので、十分調べて、縛ったり、風の入りそうなところに漆喰を詰めるなどする。

イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所を釘を増すなどして補強する。

(5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。

(6) 鉄筋の入っていないブロック塀は倒れることがあるので注意する。柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきたとき

(1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。

ア 畳は、高い台や机などの上に積み重ねる。

イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。

ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。

エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は、必ず切っておく。

オ 学用品の保存に注意する。

(2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起る危険があるので十分注意する。

(3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。

4 避難する時の注意

- (1) 平常時から、避難場所と安全な避難路とを、よく確認しておく。
- (2) 市町村長等から避難の勧告・指示があったら、いつでも避難できるよう準備しておく。
- (3) 傷病者、老人、乳幼児などの避難行動要支援者は早めに避難させる。
- (4) 避難の勧告・指示がでたら、まず火の始末をして、戸締まりを確認する。
- (5) 携行品としては、非常食糧（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に老人や子どもを先にして、家族又は隣近所揃って避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープで繋ぐ。
- (10) 避難の勧告・指示は、防災行政無線、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送によって行われることになるので、十分留意するとともに近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
- (4) 嵐の中では、お互いの声がとどかないので、指導者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
- (5) 夜間には、懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人で通らない。
- (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳、ゴミなどが多量に流れてきて危険なので、注意する。

第2 大地震に対する心得

1 災害時に自分を守るための行動

(1) 身の安全を図る行動

ア 机やテーブルに身をかくす

- ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
- ・身近にある座ぶとんなどで、頭部を保護する。

イ 非常脱出口を確保する

- ・マンションなどでは地震で扉が歪み開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

- ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する（地震により電気機器が転倒した場合、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。）。

イ 火が出たらまず消火する

- ・万が一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止める。
- ・大声で隣り近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

- ・避難するときは、徒歩で避難する。
- ・服装は、活動しやすいものにする。
- ・携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・崖や川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、崖崩れに注意

- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分で素早く決断し、ただちに避難する。

エ 海では津波に注意

- ・海岸にいる時に、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどの津波情報に注意する。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意して、デマにまどわされないようにする。
- ・市町役場、消防署、警察署などからの情報には、常に注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。

(5) 協力しあっての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などによる救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの避難行動要支援者をみんなが協力しあって救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあって救出活動を行う。

〔家庭・地域で備えておきたい資機材〕

- ・懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなどの救出救護資機材

(6) 自動車運転中の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。

- ・カーラジオで災害情報を聴く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 普段しておく対策

(1) 防災訓練への参加

- ・市町村などで実施される防災訓練に隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

- ・大地震の時、家族があわてずに行動できるよう、普段から次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

[分担を決めておく事項]

- ・わが家の安全点検の実施 ・避難場所、避難路の確認 ・家族の安否確認方法
- ・食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄。救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担 ・非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カードを作成し、各自携帯する。

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていないとか、転倒防止の控壁を設けていないなど、施工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

- ・“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど消火に役立つものを普段から備える。

(5) 非常持出品の準備

- ・避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また負傷したときに応急手当ができるよう準備しておく。
- ・非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておく。

(6) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるか確認する。
- ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは、「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。

(7) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であるこ

とが必要)を決めておく。

- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておく。

第3 火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
- (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水は、くみ置きしておく。
- (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
- (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子どもの火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子どもの手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けて、すぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることもある。
- (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
- (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団又は毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などではできるだけ開けない。
- (14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
- (17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 雷に対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでも、すぐ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず傘、ゴルフクラブ等は頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物体からは即刻離れる。
- (5) 避雷針は、接地線が完全であるか確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているので1 m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 災害に備え家庭に準備すべきもの

- (1) 照明用具…懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- (2) 食糧…乾パン、飲料水、缶詰等
- (3) 炊事道具…携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- (4) 応急薬品…消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- (5) 携行用品…リュック、風呂敷、ビニール袋等
- (6) 情報手段…ラジオ、地図、鉛筆等
- (7) その他…ヘルメット、頭巾、貴重品類等

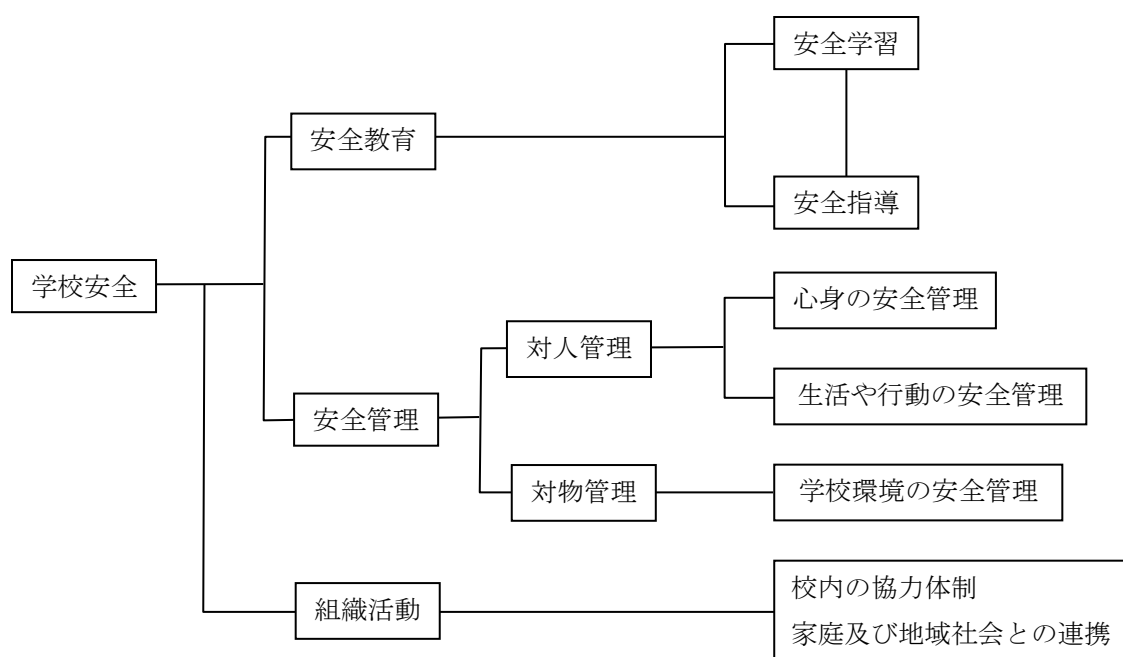
○学校安全計画の概要

(文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋)

○学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。

また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取扱い、近年、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

○学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法で作成が義務付けられている。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

※学校安全計画の内容として考えられる事項

1 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項
- ウ 学級（ホームルーム）活動、学校行事、児童（生徒）会活動、クラブ活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- エ 課外における指導事項
- オ 個別指導に関する事項
- カ その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

- (1) 生活安全（省略）
- (2) 交通安全（省略）
- (3) 災害安全

- ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

なお、災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

3 安全に関する組織活動

- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催
- イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全に関する具体的な活動
- オ その他必要な事項

○栃木県自主防災組織育成方針

1 趣旨

大規模災害が発生した場合には、道路や橋りょうの損壊、建物の倒壊、火災、電気施設や水道管が寸断するなど、防災関係機関による災害対策活動の機能が著しく減退するおそれがある。

このため、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動に期待するところが大きい。

災害に強い地域づくりを推進するためには、防災関係機関による体制整備はもとより、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域的な連帯意識に基づいた自発的な防災活動体制の整備・充実が必要である。

県では、東日本大震災等の過去に発生した災害を踏まえ、平成26年4月に制定した「災害に強いとちぎづくり条例」の中で、自主防災組織の責務について定めたところである。

このような状況に鑑み、地域住民による自主的な防災組織の結成及び育成を積極的に推進するものとする。

2 自主防災組織の定義

自主防災組織とは、次の2要件を満たす組織である。

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の連帯意識に基づき、自主的に結成された防災組織
 - (2) 災害による被害を防止し、軽減するために必要な資機材を利用し、実際に何らかの防災活動を行う組織
- なお、自主防災組織は必ずしも規約の制定を要件としていないが、組織の活動等について規約を作成し、明文化しておくことが望ましい。

3 自主防災組織育成の推進機関

市町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の結成及び育成を推進するものとする。

なお、県及び防災関係機関は、密接な連携の下に自主防災組織の結成及び育成に積極的に協力するものとする。

4 自主防災組織の育成

- (1) 自主防災組織の育成推進重点地区
全県的に結成及び育成を推進するが、特に次の地域では早期に結成するものとする。
 - ① 道路事情等により救急救助・消火活動等が制約されるような地域
 - ② 急傾斜地等防災上注意すべき箇所に近接する地域
- (2) 自主防災組織の規模
地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行うために適正な規模の設置を推進するものとする。
 - ① 住民相互に「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感がわき、地域の防災活動を効果的に行うことができる規模であること。
 - ② 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活の基盤となる地域として一体性を有する規模であること。
- (3) 自主防災組織の組織づくり
既存の自治会、小学校区単位等の規模で地域活動している組織、集合住宅管理組合等の組織を基本として、その組織が実施している防災活動等の充実強化を図りながら、自主防災組織としての組織づくりを推進する。
また、既存組織がない場合は、地理的状況、生活環境等からみて、地域の防災活動を担える地域を検討し、その地域住民等に自主防災組織結成を促して、組織づくりを推進する。

5 自主防災組織の連絡機関

市町内に自主防災組織が複数整備されたときは、これらの組織の活動を調整するため連絡機関を設けることが望ましい。

6 自主防災組織の育成推進活動

市町は、県及び防災関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた次のような活動を実施し、組織の結成及び既存組織の活性化を推進する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため積極的に広報活動を実施する。

(2) 育成指導者の養成等

自治会長等の地域のリーダーを対象に、自主防災組織づくりを指導するとともに、防災に関する知識の普及を図るための防災教育を実施する。

(3) 各種団体等との協調

- ① 自主防災組織が、消防団、婦人防火クラブ、民生委員等の地域防災等を担う各種機関・団体と緊密に連携した防災活動を実施できるよう支援する。
- ② 消防本部、消防団、地域防災活動推進員等の防災指導者を活用し、自主防災組織が有効に機能するよう支援する。

(4) 既存組織の活性化

既存組織に対しては、リーダーの研修や各種防災訓練への参加等を促し、その活性化を図る。

(5) 防災資機材の整備

県等の助成制度を活用するなどして、必要な防災資機材の整備に努める。

7 自主防災組織に対する支援

(1) 市町

自主防災組織の運営全般に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。特に、次の3点については重点的に実施するものとする。

- ① 自主防災組織が実施する防災資機材整備に対する支援
- ② 自主防災組織が実施する防災訓練に対する指導
- ③ 自主防災組織リーダーの養成

(2) 県

市町が行う自主防災組織の育成推進活動の基盤を整備するため、県民に対する防災思想の普及・啓発及びリーダーの養成等を推進するとともに、市町の活動に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

防災関係機関は、市町等が実施する自主防災組織育成推進活動に対し、積極的に協力するものとする。

○防災行政無線局移動系の名称及び設置場所

局種別	呼出名称	設置場所名称
統制局	ぼうさいもおか	統制台（真岡市役所）
	もおかちゅうけい800	簡易基地局（二宮コミュニティセンター）
	もおかちゅうけい900	簡易基地局（二宮コミュニティセンター）
車載型	もおか111	第1分団第1部
	もおか112	第1分団第2部
	もおか113	第1分団第3部
	もおか114	第1分団第4部
	もおか115	第1分団第5部
	もおか121	第2分団第1部
	もおか122	第2分団第2部
	もおか123	第2分団第3部
	もおか131	第3分団第1部
	もおか132	第3分団第2部
	もおか133	第3分団第3部
	もおか141	第4分団第1部
	もおか142	第4分団第2部
	もおか143	第4分団第3部
	もおか151	第5分団第1部
	もおか152	第5分団第2部
	もおか153	第5分団第3部
	もおか161	第6分団第1部
	もおか162	第6分団第2部
	もおか163	第6分団第3部
	もおか164	第6分団第4部
	もおか171	第7分団第1部
	もおか172	第7分団第2部
もおか173	第7分団第3部	
もおか200	指令車	
もおか211	建設課1	
もおか212	建設課2	

局種別	呼出名称	設置場所名称
車載型	もおか221	水道課1
	もおか222	水道課2
	もおか223	水道課3
	もおか224	水道課4
	もおか225	水道課5
	もおか226	水道課6
	もおか227	水道課7
	もおか228	水道課8
携帯型	もおか300	団長
	もおか301	副団長1
	もおか302	副団長2
	もおか310	第1分団長
	もおか311	第1副分団長1
	もおか312	第1副分団長2
	もおか320	第2分団長
	もおか321	第2副分団長1
	もおか322	第2副分団長2
	もおか330	第3分団長
	もおか331	第3副分団長1
	もおか332	第3副分団長2
	もおか340	第4分団長
	もおか341	第4副分団長1
	もおか342	第4副分団長2
	もおか350	第5分団長
	もおか351	第5副分団長1
	もおか352	第5副分団長2
	もおか360	第6分団長
	もおか361	第6副分団長1
もおか362	第6副分団長2	
もおか370	第7分団長	
もおか371	第7副分団長1	
もおか372	第7副分団長2	

局種別	呼出名称	設置場所名称
携帯型	もおか411	第1分団第1部
	もおか412	第1分団第2部
	もおか413	第1分団第3部
	もおか414	第1分団第4部
	もおか415	第1分団第5部
	もおか421	第2分団第1部
	もおか422	第2分団第2部
	もおか423	第2分団第3部
	もおか431	第3分団第1部
	もおか432	第3分団第2部
	もおか433	第3分団第3部
	もおか441	第4分団第1部
	もおか442	第4分団第2部
	もおか443	第4分団第3部
	もおか451	第5分団第1部
	もおか452	第5分団第2部
	もおか453	第5分団第3部
	もおか461	第6分団第1部
	もおか462	第6分団第2部
	もおか463	第6分団第3部
	もおか464	第6分団第4部
	もおか471	第7分団第1部
	もおか472	第7分団第2部
	もおか473	第7分団第3部

○防災行政無線局同報系屋外拡声子局の名称及び設置場所

No	呼出名称	設置場所	No	呼出名称	設置場所
1	荒町1	真岡市荒町5190	35	君島1	真岡市君島526
2	東光寺1	真岡市東光寺1-22	36	東大島1	真岡市東大島1157
3	荒町2	真岡市荒町3-29	37	〃 2	真岡市東大島1358-1
4	〃 3	真岡市荒町4-35	38	〃 3	真岡市東大島1099-2
5	台町1	真岡市台町4167-1	39	東沼1	真岡市東沼1196
6	〃 2	真岡市台町2460	40	西沼1	真岡市西沼521
7	〃 3	真岡市台町2823	41	島1	真岡市島825-1
8	荒町4	真岡市荒町4-4	42	飯貝1	真岡市飯貝2277-148
9	熊倉1	真岡市熊倉2-5-6	43	〃 2	真岡市飯貝1464
10	〃 2	真岡市熊倉町4961	44	〃 3	真岡市飯貝551-1
11	大谷台町1	真岡市大谷台町42	45	〃 4	真岡市飯貝2275-93
12	〃 2	真岡市大谷台町11	46	京泉1	真岡市京泉2282-23地先
13	東郷1	真岡市東郷20-2	47	田島1	真岡市田島849
14	〃 2	真岡市東郷169-2	48	清水1	真岡市清水144
15	中郷1	真岡市中郷219	49	〃 2	真岡市清水1441-5
16	西郷1	真岡市西郷2585-260地先	50	上大田和1	真岡市上大田和692-1
17	〃 2	真岡市西郷11	51	堀内1	真岡市堀内349
18	亀山1	真岡市亀山1-27-2	52	下籠谷1	真岡市下籠谷1677
19	〃 2	真岡市亀山337	53	〃 2	真岡市下籠谷2837
20	上高間木1	真岡市上高間木2-9-1	54	〃 3	真岡市下籠谷2227-62
21	白布ヶ丘1	真岡市白布ヶ丘24-1	55	〃 4	真岡市下籠谷4659-1
22	並木町1	真岡市並木町4-16	56	寺内1	真岡市寺内830
23	高勢町1	真岡市高勢町1-151	57	〃 2	真岡市寺内70-1
24	〃 2	真岡市高勢町2-249	58	若旅1	真岡市若旅218
25	小林1	真岡市小林669-2	59	中1	真岡市中256
26	〃 2	真岡市小林550-1	60	〃 2	真岡市中2364-2
27	〃 3	真岡市小林145-4	61	〃 3	真岡市中1944-1
28	八條1	真岡市八條1	62	〃 4	真岡市中902-1
29	鶴田1	真岡市鶴田340-9	63	〃 5	真岡市中1467-2
30	西田井1	真岡市西田井2008	64	粕田1	真岡市粕田614
31	〃 2	真岡市西田井1077-2	65	〃 2	真岡市粕田1750
32	〃 3	真岡市西田井1676-2	66	下大沼1	真岡市下大沼158
33	根本1	真岡市根本1063	67	上大沼1	真岡市上大沼1-4
34	〃 2	真岡市根本787-2	68	〃 2	真岡市上大沼400-1

No	呼出名称	設置場所	No	呼出名称	設置場所
69	長田1	真岡市長田591	105	亀山5	真岡市亀山908-12
70	柳林1	真岡市柳林78	106	長田4	真岡市長田1633
71	鬼怒ヶ丘1	真岡市鬼怒ヶ丘12	107	並木町2	真岡市並木町3-120
72	小橋1	真岡市小橋171-1	108	台町6	真岡市台町10-1
73	伊勢崎1	真岡市伊勢崎222	109	大沼1	真岡市大沼144-1
74	八木岡1	真岡市八木岡402-4	110	上高間木1	真岡市上高間木3-14-4
75	南高岡1	真岡市南高岡271-1	111	京泉3	真岡市京泉2737-1
76	東沼1	真岡市東沼311-1	112	南高岡2	真岡市南高岡1381-1
77	物井8	真岡市物井4778	113	台町7	真岡市台町2418-11
78	下籠谷5	真岡市下籠谷4266	114	南高岡3	真岡市南高岡610-3
79	〃 6	真岡市下籠谷237	115	石島再送信	真岡市石島893-15
80	〃 7	真岡市下籠谷899	116	熊倉3	真岡市熊倉1-24
81	赤羽1	真岡市赤羽339先	117	久下田1	真岡市久下田1243-1
82	西田井4	真岡市西田井1-41	118	三谷1	真岡市三谷221-1
83	下籠谷8	真岡市下籠谷4940	119	上大曾1	真岡市上大曾1611-2
84	京泉2	真岡市京泉712	120	高勢町3	真岡市高勢町3-1-1
85	八木岡2	真岡市八木岡274	121	大和田1	真岡市大和田75-1
86	長田2	真岡市長田1302-1	122	大根田1	真岡市大根田1549
87	上大田和2	真岡市上大田和3006	123	赤羽2	真岡市赤羽1644
88	亀山3	真岡市亀山1826-1	124	高田1	真岡市高田2977-1
89	下大田和1	真岡市下大田和302	125	古山1	真岡市古山1347-4
90	下籠谷再送信	真岡市下籠谷4412	126	東郷3	真岡市東郷781
91	東沼3	真岡市東沼852-1	127	小林4	真岡市小林1702-2
92	長田3	真岡市長田1974-4	128	〃 5	真岡市小林1082-9
93	亀山4	真岡市亀山1003-2	129	根本4	真岡市根本906-1
94	清水3	真岡市清水1810-1	130	西田井5	真岡市西田井446
95	道祖土1	真岡市道祖土74	131	東沼4	真岡市東沼1603
96	西郷3	真岡市西郷668地先	132	島2	真岡市島248-8
97	台町5	真岡市台町114	133	〃 3	真岡市島5-1
98	飯貝5	真岡市飯貝178	134	西田井6	真岡市西田井1755-1
99	伊勢崎2	真岡市伊勢崎660-7	135	小林6	真岡市小林1012-88
100	根本3	真岡市根本1848-1	136	飯貝6	真岡市飯貝623-1
101	東光寺2	真岡市東光寺3-4	137	〃 7	真岡市飯貝2285-46
102	下高間木1	真岡市下高間木1-47	138	田島2	真岡市田島730-1
103	田町1	真岡市田町1606-26	139	堀内2	真岡市堀内2152
104	寺内3	真岡市寺内764-1	140	飯貝8	真岡市飯貝2070-1

No	呼出名称	設置場所	No	呼出名称	設置場所
141	下大田和2	真岡市下大田和530-1	175	亀山6	真岡市亀山1-25-2
142	清水4	真岡市清水974-19	176	上高間木3	真岡市上高間木2-25-1
143	寺内4	真岡市寺内1556-7	177	高勢町4	真岡市高勢町2-43
144	境1	真岡市境969-1	178	熊倉4	真岡市熊倉3-35
145	長島1	真岡市長島38-1	179	西沼2	真岡市西沼819
146	下大曾1	真岡市下大曾607	180	西田井7	真岡市西田井2133-18
147	石島1	真岡市石島728-12	181	鬼怒ヶ丘2	真岡市鬼怒ヶ丘1-7-2
148	阿部品1	真岡市阿部品410	182	さくら1	真岡市さくら2-20
149	鷺巣1	真岡市鷺巣522	183	久下田2	真岡市久下田506
150	西大島1	真岡市西大島214-2	184	西田井8	真岡市西田井548
151	上江連1	真岡市上江連486	185	八條2	真岡市八條475-23
152	古山2	真岡市古山1300	186	荒町5	真岡市荒町3-4
153	青田1	真岡市青田710	187	西高間木1	真岡市西高間木539-1
154	〃 2	真岡市青田57	188	東大島4	真岡市東大島713
155	堀込1	真岡市堀込437	189	中6	真岡市中302
156	上谷貝1	真岡市上谷貝241-1	190	寺内5	真岡市寺内1191
157	物井1	真岡市物井1253-40	191	久下田3	真岡市久下田1304
158	〃 2	真岡市物井3487	192	長沼1	真岡市長沼706
159	〃 3	真岡市物井3772	193	東大島5	真岡市東大島1144-6
160	沖1	真岡市沖1143	194	中7	真岡市中2013-1
161	鹿1	真岡市鹿677	195	上大沼3	真岡市上大沼123-7
162	〃 2	真岡市鹿2293	196	程島1	真岡市程島854
163	桑ノ川1	真岡市桑ノ川196	197	物井6	真岡市物井4307
164	高田2	真岡市高田623-3	198	横田2	真岡市横田164-3
165	水戸部1	真岡市水戸部491	199	高田3	真岡市高田952-4
166	阿部岡1	真岡市阿部岡384	200	鹿3	真岡市鹿1304-2
167	大和田2	真岡市大和田269-2	201	鷺巣2	真岡市鷺巣140-12
168	物井4	真岡市物井5043	202	砂ヶ原1	真岡市砂ヶ原1282-2
169	〃 5	真岡市物井35-1	203	谷貝新田1	真岡市谷貝新田193
170	横田1	真岡市横田660	204	久下田4	真岡市久下田848-5
171	沖2	真岡市沖956	205	物井7	真岡市物井169-1
172	下高間木2	真岡市下高間木2-1-10	206	高田4	真岡市高田1872-5
173	大谷本町1	真岡市大谷本町4	207	長沼2	真岡市長沼1086-1
174	並木町3	真岡市並木町3-101-5			

○災害ボランティアセンターの概要

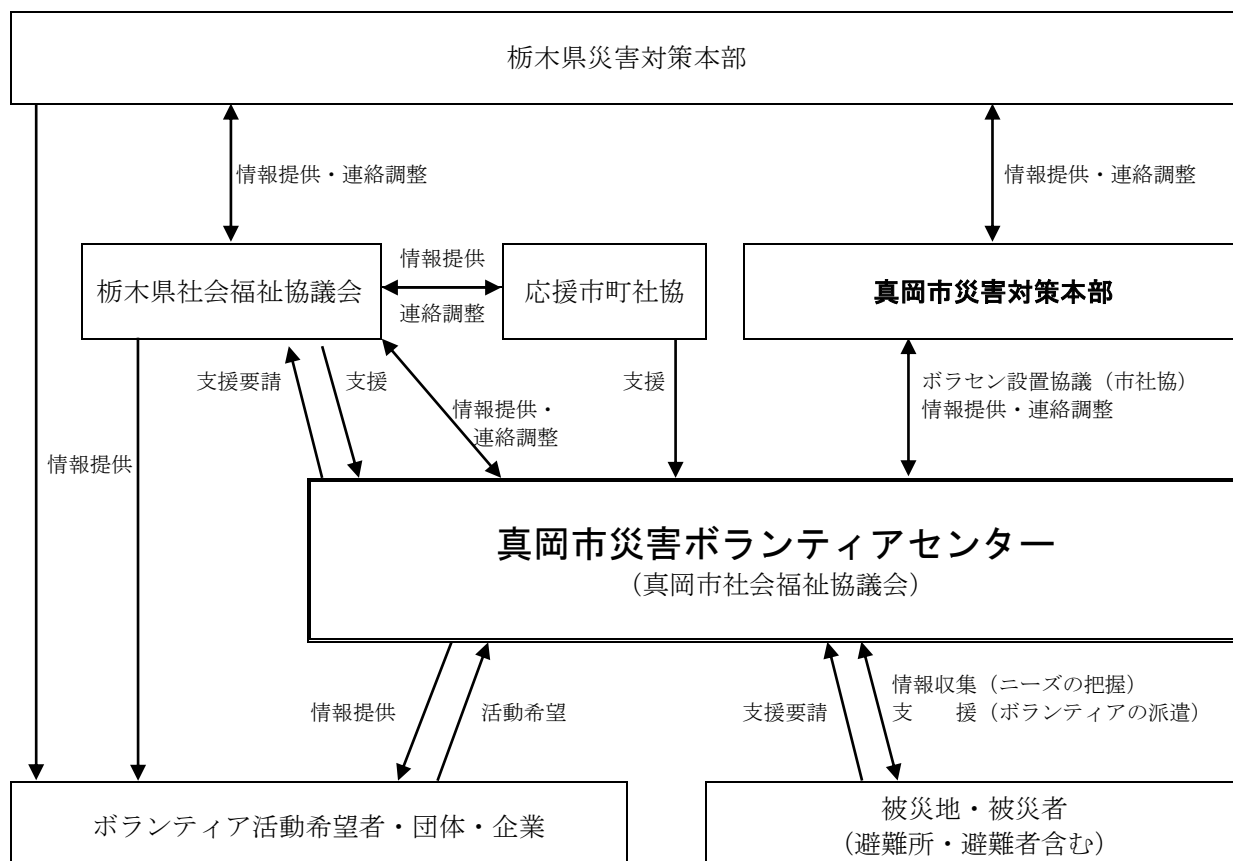
1 「災害ボランティアセンター」とは

大規模な災害の際に、ボランティアの協力を得て、地域の復旧・復興と被災者の自立生活を支援することを目的とする災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

2 災害ボランティアセンターの機能

- (1) 被災者のニーズの把握
- (2) ボランティアの受入れ、ボランティア活動保険加入手続き
- (3) 被災者のニーズとボランティアのコーディネート及びボランティア派遣による被災者支援
- (4) 運営（支援活動）に必要な情報の収集、発信
- (5) その他、復旧・復興支援のために必要と認められること

**真岡市災害ボランティアセンター
関連系統図**



真岡市地域防災計画

令和4年3月

編集 真岡市防災会議

発行 真 岡 市

〒321-4395

栃木県真岡市荒町5191

T E L 0285-83-8396

F A X 0285-83-8392